

証券コード 9746
平成28年12月1日

株 主 各 位

栃木県宇都宮市鶴田町1758番地

株式会社 **TKC**

代表取締役社長 角 一 幸

第50期定時株主総会招集ご通知

拝啓 師走の候、株主の皆さまには格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第50期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成28年12月21日（水曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

[書面（郵送）による議決権の行使]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

[電磁的方法（インターネット）による議決権の行使]

当社指定の議決権行使サイト（<http://www.evotep.jp/>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」（83頁から84頁まで）をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬具

記

- | | |
|--------|--|
| 1. 日 時 | 平成28年12月22日（木曜日） 午前10時 |
| 2. 場 所 | 栃木県宇都宮市鶴田町1758番地
当社栃木本社別館 6階会議室
(末尾の「会場ご案内図」をご参照ください。) |

3. 会議の目的事項

- (報告事項)
1. 第50期（平成27年10月1日から平成28年9月30日まで）事業報告の内容及び計算書類の内容の報告の件
 2. 第50期（平成27年10月1日から平成28年9月30日まで）連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果の報告の件

(決議事項)

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役11名選任の件
第4号議案 監査役2名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書面において、各議案に賛否の意思表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットによる方法により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- (3) 議決権行使書面による議決権の行使とインターネットによる議決権の行使を重複して行われた場合は、インターネットによる議決権の行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

- ~~~~~
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類の記載事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.tkc.jp/>) に掲載いたしますのでご了承ください。

(提供書面)

事業報告

(平成27年10月1日から平成28年9月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

1-1. 事業の経過及びその成果

1. 当社事業の専門性

当社は、昭和41年10月の創業から今日まで、一貫してわが国の会計事務所（税理士事務所、税理士法人及び税理士業務に従事する公認会計士事務所）に対する情報サービスと、地方公共団体（市区町村等）に対する情報サービスの二つの分野に専門特化し、わが国の情報産業界において独自の地位を築いてまいりました。

今日、当社の情報サービスは、次のようなものとなっています。

- ① TKC統合情報センター（全国9都市）によるコンピューター・サービス
 - 1) 大量出力（印刷）を伴うバッチ処理サービス
 - 2) データストレージ・サービス
 - 3) ダウンロード・サービス
- ② TKCインターネット・サービスセンター（TISC）によるコンピューター・サービス
 - 1) インターネット・サービス
 - 2) イン트라ネット・サービス
 - 3) クラウド・コンピューティング・サービス
 - 4) データベース・サービス
 - 5) データストレージ・サービス
 - 6) データバックアップ・サービス
 - 7) データセキュリティー・サービス
- ③ パソコンまたはクライアント・サーバーに搭載するソフトウェアの開発提供
- ④ 当社の情報サービスの利用に伴うシステム機器の販売
- ⑤ 専門スタッフによるシステム・コンサルティング・サービス
- ⑥ ユーザーに対する総合的な教育研修サービス

2. 当社グループの通期業績の推移

株式会社TKCおよびその連結子会社等5社を含む連結グループの当期における経営成績は、売上高が57,750百万円（前期比5.1%増）、営業利益は7,642百万円（前期比13.4%増）、経常利益は7,604百万円（前期比8.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は4,770百万円（前期比18.9%増）となりました。

当期の売上高・営業利益・経常利益・親会社株主に帰属する当期純利益は、前期実績を超えると同時に過去最高を更新する結果となりました。その主たる要因は、前期に引き続き会計事務所事業部門および地方公共団体事業部門の両部門においてクラウドサービスの受注が順調に伸展したこと、また、地方公共団体事業部門においてマイナンバー制度の開始に伴う情報セキュリティ対策の強化（庁内ネットワークのセキュリティ強化）に関する受注があったことなどが挙げられます。

当期における部門別の売上高等の推移は以下のとおりです。

(1) 会計事務所事業部門の売上高の推移

- ① 会計事務所事業部門における売上高は40,636百万円（前期比4.0%増）、営業利益は6,479百万円（前期比16.1%増）となりました。
- ② コンピューター・サービス売上高は、前期比4.0%増となりました。これは、中堅企業向け統合型会計情報システム「FX4クラウド」、およびマイナンバーの適切な管理を支援する「PXまいポータル」、ならびに「税理士事務所オフィス・マネジメント・システム（OMS）」などのクラウドサービスの利用者数が伸展したことによるものです。
- ③ ソフトウェア売上高は、前期比7.4%増となりました。これは、FX4クラウドおよびe21まいスターも利用者数が伸展したことによるものです。
- ④ コンサルティング・サービス売上高は、前期比10.1%減となりました。これは、FX4クラウド等の利用者数が伸展したことに伴い、クライアント・サーバー型システムに関わる立ち上げ支援料およびハードウェア保守料収入が減少したことによるものです。
- ⑤ パソコン、サーバー等のハードウェア売上高は、前期比3.0%増となりました。これは、第1四半期から取り扱いを開始したWindows10搭載パソコンの販売台数が増加したことによるものです。

(2) 地方公共団体事業部門の売上高の推移

- ① 地方公共団体事業部門における売上高は13,455百万円（前期比7.9%増）、営業利益は1,016百万円（前期比7.7%減）となりました。
- ② コンピューター・サービス売上高は、前期比1.3%増となりました。これは、「新世代T A S Kクラウド」の顧客団体数の伸展に伴い、利用料が増加したことによるものです。
- ③ ソフトウェア売上高は、前期比4.2%増となりました。これは、マイナンバー制度開始に伴う住基システムの改修および介護保険制度改正に対応したシステムの開発・提供に加えて、平成27年4月から施行された子ども・子育て支援新制度に伴い「子ども・子育て支援システム」の利用団体数が増加したこと、および新世代T A S Kクラウドを利用する顧客団体数の増加によるものです。
- ④ コンサルティング・サービス売上高は、前期比36.1%増となりました。これは、地方税電子申告審査サービスの審査サーバーの更改および同サービスの機能拡張に伴う導入支援に関する売上高が増加したことによるものです。
- ⑤ パソコン、サーバー等のハードウェア売上高は、前期比29.7%増となりました。これは、マイナンバー制度の開始に伴い、顧客団体において情報セキュリティー体制の強化が求められたことにより、サーバーやネットワーク機器等の販売台数が増加したことによるものです。

(3) 印刷事業部門（子会社：東京ラインプリンタ印刷株式会社）の売上高の推移

- ① 印刷事業部門における売上高は3,658百万円（前期比8.0%増）、営業利益は143百万円（前期比166.0%増）となりました。
- ② データプリントサービス関連商品の売上高は、前期比22.3%増となりました。これは、大手企業からのDM作成などの大口受注を獲得したこと、および参議院選挙や都知事選など官公庁からの受注が増加したことによるものです。
- ③ ビジネスフォーム関連の売上高は、前期比7.0%減となりました。これは、ビジネス帳票の需要減退が続いていることに加え、前期にあった官公庁からの大口スポット受注が当期はなかったことによるものです。

3. 全社に関わる重要な事項

(1) システム・エンジニアリング・センター（SEC）ビルの完成

当社は平成28年4月5日、栃木本社敷地内にSECビル（地上4階建、延床面積3,871.3平方メートル）を完成しました。当ビルはシステム開発における技術研究やTKCインターネット・サービスセンター（TISC）の運営、社員の教育の拠点として4月11日より運用を開始しました。

(2) 熊本地震への対応

平成28年4月に熊本県と大分県で相次いで発生した熊本地震により、当社のお客さまである会計事務所とその顧問先企業、またアライアンスパートナーを通じて当社システムを利用される市町村が大きな被害を受けました。なお、当社においても営業所（熊本SCGサービスセンター）が被災しましたが、人的な被害はありませんでした。

今回の地震発生に伴い、当社では被災したお客さまの復旧・復興を支援するため、以下の支援活動を行いました。

- ① 当社社員およびお客さまの安否確認と被災状況の把握
- ② 被災したTKC全国会会員への見舞金の支払い
- ③ 社員有志および当社から、義援金1,000万円を拠出
- ④ 被災したTKC全国会会員の業務再開を支援
- ⑤ アライアンスパートナーへの支援の申し入れ
- ⑥ 被災により会計帳簿等を消失した企業に対する、会計帳簿等の無償再出力
- ⑦ パソコン等の無償貸与
- ⑧ 平成28年4月分請求の1カ月繰り延べ

4. 会計事務所事業部門の事業内容と経営成績

会計事務所事業部門は、会社定款に定める事業目的（第2条第1項：「会計事務所の職域防衛と運命打開のため受託する計算センターの経営」）に基づき、お客さまである税理士または公認会計士（以下、TKC会員）が組織するTKC全国会との密接な連携の下で事業を展開しています。

（注）TKC全国会については、『TKC全国会のすべて』またはTKCグループホームページ（<http://www.tkc.jp/>）をご覧ください。

（1）TKC全国会の活動について

① TKC全国会創設50周年（平成33年）に向けての政策課題と戦略目標

TKC全国会では、「TKC全国会創設50周年に向けての政策課題と戦略目標」を掲げ、TKC会員事務所数の拡大と顧問先企業数100万社を目指した戦略目標を設定するとともに、「中小企業の存続・発展の支援」に向けた積極的な取り組みを行っています。

その具体的な戦略目標は以下のとおりです。

- 1) TKC会員事務所数：1万超事務所
- 2) TKC会員事務所の税理士数：1万5,000人
- 3) K（継続MA Sシステムの徹底活用）・F（TKC自計化システムの普及）・S（税理士法第33条の2による「書面添付」の実践と「記帳適時性証明書」の決算書への積極的な添付と開示、「中小会計要領」の普及）：各50万社
- 4) 巡回監査士数：2万人
- 5) 企業防衛加入関与先企業数：30万社

② TKC全国会の重点活動テーマ

TKC全国会では、統一行動テーマ「Chance, Change and Challenge 未来を拓く。TKC会計人の新成長戦略2021！」を掲げ、戦略目標を実現するためのロードマップを策定しました。このロードマップでは創設50周年までの期間を三つに分け、その第1ステージの期限となる平成28年12月末までの具体的な活動を以下のとおり定めています。

- 1) 会計指導力を強化し、企業の存続発展に貢献しよう
- 2) 書面添付を推進し、税理士業務の完璧な履行を目指そう
- 3) 決算書の信頼性向上を図り、金融機関との連携を深めよう
- 4) 会員数の拡大活動に参画し、組織の活性化を図ろう

こうしたTKC全国会の活動は、当社が提供するシステムやサービスの活用が前提となっています。当社ではその活動を支援し、中小企業の存続と発展に役立つコンピューター・サービス、ソフトウェアなどの開発・提供へ積極的に取り組んでいます。

(2) 「TKC経営戦略2021」について

当社は、平成26年1月に「TKC経営戦略2021」を発表しました。これはTKC全国会の戦略目標達成を支援するため、当社が重点的に取り組む項目を「TKC会員事務所数1万超事務所」と「TKC自計化システム50万社」の二つとし、その具体的な施策をまとめたものです。

① 「TKC会員事務所数1万超事務所」に向けた支援活動

TKC全国会では、平成29年9月末までにTKC会員事務所数を9,501以上とするための「プロジェクト9501」へ積極的に取り組んでいます。当社ではその達成に向けてTKC全国会と緊密に連携して会員導入活動を行っています。

当期においては、未入会会計人に対してマイナンバー制度や改正消費税法、FinTechへの当社の対応を訴求し、問い合わせ等を受けた1,400名超を対象として入会促進を実施しました。

また、TKC全国会の協力の下、中・大規模事務所や公認会計士、登録5年未満の税理士、税務官公署退官者を対象として、対象ごとに訴求点を変えた会計事務所経営セミナーを開催しました。これらセミナーには延べ約2,150名の未入会会計人に参加いただいています。特に中・大規模事務所向けのセミナーでは、企業向けFinTechサービス「銀行信販データ受信機能」や金融機関向けFinTechサービスの「TKCモニタリング情報サービス」等の活用による顧問先企業の経理業務の合理化、早期の財務情報の提供による経営者の意思決定の支援、決算書の信頼性の向上等を訴求し、220名を超える未入会会計人に参加いただきました。

こうした活動の結果、TKCの会員数は平成28年9月30日現在で1万1,000名、事務所数は約9,300事務所となっています。

② 「TKC自計化システム50万社」に向けた活動

当社では、中小企業経営者によるタイムリーな経営状況の把握と経営計画の進捗状況の確認を支援する自計化システム（「FX2」と「e21まいスター」、以下FXシリーズ）の普及促進に注力しています。

当期においては、以下の推進活動を行った結果、TKC会員事務所での自計化推進活動が活発となり、年間の新規システム受注数が3万社を超え

るなどの顕著な実績を残すことができました。F Xシリーズは、平成28年9月30日現在で約23万社に利用いただいています。

1) 中小企業のマイナンバー対応支援

平成28年1月からスタートしたマイナンバー制度を“てこ”として「戦略給与情報システム（P Xシリーズ）」および、マイナンバーの適切な管理を支援するクラウドシステム「P Xまいポータル」（平成27年11月提供）の利用促進を行いました。この活動は、a) T K C会員による顧問先の適切で効率的なマイナンバー制度対応支援、b) 他社システムでのマイナンバー制度対応をきっかけとした顧問先の離脱防止とT K C会員事務所の収益拡大、c) P Xまいポータル導入をきっかけとしたF Xシリーズの導入——を実現することを目的としています。

P Xまいポータルは平成28年9月30日現在で、約3万5,000社の顧問先で利用されています。

2) 企業向けFinTechサービス

F Xシリーズの機能強化として平成28年6月1日からT K C会員の顧問先企業向けにFinTechサービス「銀行信販データ受信機能」の提供を開始しました。これは全国で99%超の金融機関※（法人口座）や主要な信販会社から取引データを受信し、あらかじめ設定した仕訳ルールをもとに仕訳を簡単かつ正確に計上できるようにするものです。仕訳の約40%（当社調べ）を占める銀行取引に関わる経理事務の合理化を支援します。

「銀行信販データ受信機能」は、平成28年9月30日現在で約6,000社に利用されています。

※都市銀行、地方銀行、第2地方銀行、信用金庫

3) 金融機関向けFinTechサービス

平成28年10月から金融機関向けFinTechサービス「T K Cモニタリング情報サービス」の提供を開始しました。これは、T K C会員が行う月次巡回監査により信頼性の確保された財務データを、T K C会員事務所が顧問先からの依頼に基づいて金融機関に提供するサービスです。

その提供目的は、金融庁が「金融行政方針」（金融庁、平成27年9月公表）により「事業性評価」と「FinTech」への対応を金融機関へ求めていることを踏まえ、その対応支援を行うことで、金融機関に対してT K C会員の業務品質の高さを訴求し、相互連携を深めることにあります。

平成28年6月からは、この取り組みに先行する常陽銀行や西武信用金庫との連携に関する広報・広告活動へ積極的に取り組んだほか、全国で

20の地域会とともに各地域の金融機関に対して当サービスの説明会を開催しました。この活動の結果、9月30日までに全国214の金融機関から当サービスに関する利用の意向を受け、そのうち123の金融機関から正式に申し込みをいただきました。

4) T K C方式による自計化ステップアップ研修

T K C方式による自計化の取り組みを開始したT K C会員事務所を支援するため、平成28年4月より全国56カ所で「T K C方式による自計化ステップアップ研修会」を開催しました。

この研修会は「導入編」と「運用編」6講座からなり、自計化支援、経営助言、事務所管理に役立つT K Cシステムの各種機能を学ぶものです。これによりT K C自計化システムのスムーズな活用を支援し、T K C全国会が目指す「事務所総合力」の強化へ貢献することを目的としています。

当期においては、自計化推進を一気に進めるため前述の企業向けFinTechサービスの機能を当研修会で紹介するとともに、T K C会員事務所主催の「銀行信販データ受信機能立ち上げ支援研修会」の開催を支援しました。

③ 中堅企業に対する自計化推進活動（「F X 4クラウド」の推進活動）

T K C会員の中堅優良顧問先企業の離脱防止と顧問先企業拡大の支援を目的として、年商5億～50億円規模の中堅企業向け統合型会計情報システム「F X 4クラウド」を提供しています。当期においては、1) 銀行信販データ受信機能の利用による経理事務の省力化、2) 他社業務システムデータを読み込む、仕訳連携機能の利用による経理事務の省力化、3) 多段階の部門別体系の設定による業績管理を可能とするMR設計ツールの活用——を切り口とした活動を実施しました。

また、この活動の一環としてすでに1社以上の導入経験を持つ会員事務所職員を対象として、「F X 4クラウドステップアップ研修会」を開催しました。これはユーザー企業を直接支援する会員事務所の職員にシステムの導入効果を実感していただき、さらなる導入促進へつなぐことを狙っています。

こうした活動の結果、F X 4クラウドの利用社数は平成28年9月30日現在で約9,100社となりました。

(3) 「T K C全国会7000プロジェクト」への支援活動

T K C全国会では、7,000件の「経営改善計画策定支援事業」を実施することを目標として平成26年4月に「T K C全国会7000プロジェクト」を設置し、認定支援機関であるT K C会員に対して当事業への積極的な参画を勧奨してきました。その結果、これまでにT K C会員が実施した支援件数は約5,600件（平成28年9月30日現在）と利用件数全体の約5割を占め、T K C全国会に対する中小企業庁や金融機関等からの高い評価につながっています。

当社ではその活動を支援するため、「T K C7000プロジェクト推進支援本部」を設置し、信用保証協会や金融機関との関係強化の支援に努めました。

(4) 「適時・正確な記帳に基づく信頼性の高い決算書の作成を支援する」ための活動

当社では、T K C会員が作成する決算書の信頼性を高め、顧問先企業の円滑な資金調達に貢献することを目的として「記帳適時性証明書」を発行しています。これは、過去データの遡及的な加除・訂正の会計処理を禁止している当社の「データセンター利用方式による財務会計処理」の特長を生かしたもので、T K C会員が毎月、顧問先企業に出向いて正しい会計記帳を指導（月次巡回監査）しながら、月次決算、確定決算ならびに電子申告に至るまでの全ての業務プロセスを適時に完了したことを株式会社T K Cが第三者として証明するものです。

この記帳適時性証明書は、全国の金融機関から高く評価され、三菱東京U F J銀行の融資商品「極め」や商工組合中央金庫をはじめとした多くの金融機関において、融資や金利優遇の判断にこれを用いる融資商品が提供されています。

(5) 税理士事務所オフィス・マネジメント・システム（OMS）の促進

① マイナンバー制度対応支援

T K C会員事務所のマイナンバー対応を支援するため、平成27年10月に「税理士事務所オフィス・マネジメント・システム（OMS）」を改訂し提供しました。この改訂では、マイナンバー制度にかかる法令および「特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドライン（事業者編）」に定められた特定個人情報の安全管理措置を順守できるよう、入力制限や閲覧制限、出力制限、オフライン利用権限などの仕組みを組み込むとともに、当

社のデータセンターでマイナンバーを安全・安心に保管し、TKC会員事務所内のサーバーやパソコン内にマイナンバーを含むデータを残さない仕組みを構築しました。

② OMS利用促進を通じた生産性と業務品質の向上を支援

新たにTKC方式による自計化を推進する事務所を支援することを目的として、平成28年6月から「自計化ステップアップ研修（運用編）」を実施しOMSの機能を紹介するとともに、「実践事務所見学会」への参加を働きかけ、その利用を促進しています。

こうした活動の結果、OMSは平成28年9月30日現在で6,500事務所に導入されています。

(6) 大企業市場における顧問先拡大支援

TKCシステムの活用により上場企業を中心とする大企業の税務・会計業務の合理化に貢献するとともに、これらの企業をTKC会員の顧問先とするため積極的に活動しています。

上場企業を中心とする大企業市場においては、昨今の税制改正による法人税の法定実効税率の段階的な引き下げや、企業会計基準委員会より公表された「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」など複雑化する税効果計算に対する解決策、マイナンバー制度や消費税改正への対応、移転価格税制に係る文書化制度に伴い導入される多国籍企業情報の報告制度（国別報告書・マスターファイル提供義務化）への対応など、相次ぐ法・制度改正への対応が求められています。また、IFRS（国際会計基準）の任意適用要件の緩和により上場企業を中心に適用企業が増加傾向にあることや、決算早期化要請の高まり、国税関係書類のスキャナ保存制度の規制緩和に伴う証憑書類の電子保存化ニーズの高まりへの対応なども求められています。加えて、グループの成長戦略として海外展開を準備する企業が増える一方、すでに海外展開している企業では海外子会社の財務情報の適正性、正確性、迅速性などの確保が課題となるなど、海外子会社を含めたグループ業績管理体制の強化が必至となっています。

当社では、このような環境の変化を捉え、大企業向けに「TKC連結グループソリューション」（連結会計システム「eCA-DRIVER」、連結納税システム「eConsoliTax」、税効果会計システム「eTaxEffect」、法人電子申告システム「ASP1000R」、統合型会計情報システム「FX5」、電子申告システム「e-TAXシリーズ」、固定資産管理システム「FAManager」、海外ビジネスモニ

ター「OBMonitor」ほか)を積極的に推進しています。

当期においては、TKC全国会中堅・大企業支援研究会(平成28年9月30日現在の会員数は約1,240名)、TKC全国会海外展開支援研究会(平成28年9月30日現在の会員数は約430名)と連携して、「税制改正」「税務コーポレートガバナンス」「国税関係書類のスキヤナ保存制度」「決算早期化」をテーマとしたセミナーや「連結納税事例」「在アジア子会社のミス・不正の発見・牽制事例」「移転価格課税に係る事例」「海外子会社の予実管理の成功/失敗事例」を紹介するセミナーを開催したほか、当社システムユーザーに対して、企業グループ全体の決算・申告に係る業務を網羅する当社システムの強みを生かしたトータル提案を実施しました。また、平成28年6月30日から「電子帳簿保存法第4条第3項(スキヤナ保存制度)」に対応した大企業向けクラウドサービス「TKC証憑ストレージサービス(TDS)」、7月1日から報酬・不動産使用料等の支払先のマイナンバー管理に特化したクラウドサービス「e-TAX法定調書(報酬・不動産マイナンバーオプション)」の提供を開始しました。

こうした活動の結果、TKC連結グループソリューションの利用企業数は、平成28年9月30日現在で約2,500企業グループ(約1万6,600社)となり、日本の上場企業の売上トップ100社のうち70%を超える企業に採用されることになりました。

なお、これらの企業に対しては、800名を超えるTKC会員にシステムコンサルタントとして就任いただいています。

(7) 法律情報データベースの市場拡大

法律情報データベース「LEX/DBインターネット」は、明治8年の大審院判例から直近に公開された全ての法律分野にわたる27万5,000件超(平成28年9月30日現在)の判例等を収録しています。また、LEX/DBインターネットを中核コンテンツとする総合法律情報データベース「TKCローライブラリー」には89万5,000件超の文献情報、46の「専門誌等データベース」との運動など、収録情報総数は232万8,900件を超え、TKC会員事務所をはじめ大学・法科大学院、官公庁、法律事務所、特許事務所、企業法務部など、平成28年9月30日現在で約1万6,600超の機関に利用されています。

当期においては、TKCローライブラリー基本サービスセット、交通事故関連やビジネス法務関連など実務に役立つコンテンツを軸とした販売促進へ取り組むとともに、登録5年未満の弁護士(組織内弁護士を含む)を

対象とした「法律事務所実務セミナー」を6つのテーマで、9回開催し好評を得ました。また、「最高裁判所判例解説」「NBL (New Business Law)」「資料版商事法務」と組み合わせたセット商品の促進活動により、弁護士や企業法務部等の実務家への販売強化を図っています。

アカデミック市場では、厳しい経営環境にある法科大学院に対してコストパフォーマンスの高い「TKC法科大学院教育支援システム・ロースクールパッケージ」の継続利用を提案し、現在67校で利用されています。また、同パッケージに含まれる学生の自学自習を支援するための演習システム（「基礎力確認テスト」「短答式過去問題演習トレーニング」「論文演習セミナー」）、さらに「学習支援NAVI」「判例学習ドリル」を活用して司法試験に向けた学習計画と進捗管理および必須の判例学習と演習が行える機能を提供したことにより、その利用者数が拡大しています。

なお、「TKCローライブラリー（海外版）」の代理店販売については、韓国や台湾、中国をはじめとするアジア諸国、ドイツ、イギリス、アメリカなど各国の裁判所や政府機関、大学、法律事務所等からの引き合いがあり、平成28年9月30日現在で60件超のライセンスが利用され、アジア諸国を中心に今後も利用拡大が見込まれています。

5. 地方公共団体事業部門の事業内容と経営成績

地方公共団体事業部門は、会社定款に定める事業目的（第2条第2項：「地方公共団体の行政効率向上のため受託する計算センターの経営」）に基づき、行政効率の向上による住民福祉の増進を支援することを目的として、専門特化した情報サービスを展開しています。

（1）市区町村向けクラウドサービスの開発・提供

当社では、全国の市区町村を対象とした「TKC行政クラウドサービス」を提供しています。これは、住民向けサービスおよび基幹系・庁内情報系の各種業務を支援する「TASKクラウドサービス」と、納税通知書などの大量一括出力処理を支援する「TASKアウトソーシングサービス」により構成されています。

特に、TASKクラウドサービスは、当社データセンターを運用拠点として全国の市区町村が共同で利用（単独利用・複数団体による共同利用のいずれも可）する単一のパッケージシステムであり、国が推進する「自治体クラウド」のモデルとしても注目されています。このため、基幹系業務システム（住基・税・福祉など）において、当社サービスを採用されているのは「埼玉県町村情報システム共同化推進協議会」（18町村）や「いば

らき自治体クラウド基幹業務運営協議会」(4市町)、「群馬県吾妻郡町村情報システム共同化推進協議会」(6町村)、「野田村・普代村・大槌町 自治体クラウド」(3町村)、「河津町・南伊豆町・松崎町・西伊豆町自治体クラウド推進協議会」(4町)など全国約130団体(平成28年9月30日現在)となっています。

また、平成27年3月に提供を開始した基幹系業務システム「新世代T A S Kクラウド(番号制度対応版)」は、マイナンバー制度へ対応するとともに、業務に不慣れな新任職員や臨時職員でも迷わず正しい業務処理を可能とするなど大幅な機能強化を図りました。当期においては、平成29年7月からスタートする国・地方間での情報連携への対応準備を進めたほか、これまでに累計66団体(平成28年9月30日現在)において新世代T A S Kクラウドへの移行作業を実施しました。なお、平成29年1月までには全ての当社基幹系業務システム利用団体の移行を完了する見込みです。

(2) 住民向けクラウドサービスの拡充

平成28年1月から交付が開始されたマイナンバーカードの普及に伴い、総務省が推進する「コンビニエンスストアにおける証明書等の交付」サービスの導入団体が急増しています。当社では、これを実現するシステムとして「T A S Kクラウド証明書コンビニ交付システム」を提供しています。

全国の市区町村を対象とした初のクラウドサービスとして多くの稼働実績を持つことから、政令指定都市を含め全国から引き合いが相次ぎ、当期においては新たに25団体から受注しました。これにより、T A S Kクラウド証明書コンビニ交付システムは、平成28年9月30日現在で54団体に採用されています。

(3) 地方税の電子申告への対応

当社では、一般社団法人地方税電子化協議会の認定委託先事業者として、同会が運営する地方税電子申告・電子納税のサービスをクラウド方式で提供するとともに、各団体が運用する税務システムとのデータ連携サービスを独自に開発・提供しています。本サービスの推進にあたっては、アライアンスパートナー契約を結ぶ全国40社超のシステム・ベンダーとともに提案活動を展開しており、現在、「T A S Kクラウド地方税電子申告支援サービス」は、全都道府県・市区町村の約4割にあたる720団体(平成28年9月30日現在)に採用されています。

また、税務業務の効率化とコスト削減に加え、最近では紙媒体に起因する情報漏えいの防止策としても「T A S Kクラウド課税資料イメージ管理サービス」に対する注目度が高まっており、平成28年9月30日現在で53団体に利用されています。

(4) 地方公会計の統一的な基準への対応

いま市区町村では「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」（総務大臣通知／平成27年1月23日公表）を受け、原則として平成29年度までに「複式簿記の導入」「固定資産台帳の整備」を前提とした統一基準による財務書類等を作成することが求められています。当社では、これに対応した「T A S Kクラウド公会計システム」とその関連システム「T A S Kクラウド固定資産管理システム」を提供しています。

その最初のユーザーとして、平成28年4月1日から、奈良県香芝市および栃木県益子町で全国に先駆けて日々仕訳方式（リアルタイム変換）による運用がスタートしました。これらの導入実績に加え、当社独自の機能等が注目されたことで同システムへの引き合いが相次ぎ、当期においては新たに25団体から受注しました。これにより、T A S Kクラウド公会計システムは、平成28年9月30日現在で約150団体に採用されています。

(5) その他、法律および制度改正等への対応

マイナンバー制度の開始に伴い、関連するシステムの機能追加を図りました。また、「個人番号を適切に管理するために必要な措置（安全管理措置）」に欠かせない情報セキュリティ対策ソリューションについて積極的な提案活動を行いました。

さらに、平成29年7月から始まる国・地方間の情報連携を見据え、関連システムおよび各種機能の強化拡充策について調査・分析を進めました。

6. 印刷事業部門の事業内容と経営成績

当社グループの印刷事業部門は、ビジネスフォームの印刷およびデータプリントサービス事業を軸に製造・販売を展開しています。

ビジネスフォーム印刷分野では、一般的にビジネス帳票の売上高が減少傾向にあるものの、当期においては大手顧客からの帳票受注を獲得し小幅な減少で推移しています。

また、データプリントサービス分野では、官公庁等の入札物件、参議院選挙関連、民間企業からのDM印刷・発送、ビジネス・プロセス・アウトソーシング

グ（ＢＰＯ）案件などの大口受注があり、当期の印刷事業全体の売上高は、前期比8.0%増となりました。

1-2. 対処すべき課題

各部門の対処すべき課題は次のとおりです。

1. 会計事務所事業部門の対処すべき課題

会計事務所事業部門では、会計事務所とその顧問先企業の発展に貢献することが最も重要な経営課題であると捉え、今後もTKC全国会の諸活動との密接な連携を図るとともに、TKC会員の活動を支えるシステムやサービスの開発・提供を通じて、その活動を支援してまいります。

(1) システムの競争力の強化

当社では、以下の取り組みを通じてシステムの競争力の強化を図り、優位性を訴求することで他社との差別化に努めます。

- ① 当社システムの「強み」は税務と会計の一气通貫にあります。その特長は、法令および会計基準への完全準拠性を堅持しながら、関連する税務申告書と連動させ、会計・税務・電子申告の一气通貫を実現していることです。今後も、法令改正や制度変更に迅速・的確に対応し、こうした強みを強化します。
- ② 当社システムの最大の特長は、単にシステムやサービスの提供にとどまらず、税務と会計の実務に精通したTKC会員がシステムの導入から運用まで、きめ細かなサポートを行い、企業の適法・適正な税務と会計の処理を支援していることにあります。当社では、こうしたTKC会員の業務品質のさらなる高付加価値化を支援するため、会員への支援体制の強化を図ります。

(2) 自計化推進活動

当社では、TKC全国会の戦略目標達成を支援するため、企業経営者の迅速な意思決定を支援する機能の強化・拡充と、適時的な加除・訂正の会計処理ができないシステムの強みを生かした活動を展開します。

(3) TKC会員事務所1万超事務所の達成の支援

TKC全国会の戦略目標を達成するためには、TKC全国会ニューメンバーズ・サービス委員会が掲げるTKC会員事務所1万超事務所の達成が前提となります。当社では、TKC会員と連携した会員導入活動へ取り組み、TKC全国会の戦略目標の達成に貢献します。

(4) T K Cローライブラリーの利用拡大

T K Cローライブラリーの利用拡大を目指し、L E X / D Bインターネット等の主要コンテンツの機能を強化するとともに、実務家の業務を支援するデータベースや専門誌等のデータベース化によりコンテンツを拡充することで、法律事務所の業務を支援します。

2. 地方公共団体事業部門の対処すべき課題

地方公共団体事業部門では、今後も最新の I C Tを活用した革新的な製品やサービスの開発・提供を通じて、住民の利便性向上と行政効率の向上を支援することが重要な経営課題であると捉え、以下に取り組みます。

(1) マイナンバー制度開始後を見据えた新たな住民サービスの開発

平成28年1月の番号利用、ならびに平成29年7月の情報連携が開始されることに伴い、市区町村においてはマイナンバーを活用してさらなる利便性向上を図る新たな住民サービスの提供が期待されています。このため、国の動向等を注目しつつ最新の I C T（タブレット端末やスマートフォン等）を活用し、「新世代 T A S Kクラウド」と連携した新たな住民向けサービスの開発に取り組みます。

(2) 最適な業務プロセスの実現

地方公共団体市場における当社の強みは、当社データセンターを運用拠点として全国の市区町村が単一システムを共同で利用（単独利用・複数団体による共同利用のいずれも可）できることにあります。これらの強みを生かしながら、柔軟性や拡張性、安全性といったクラウドコンピューティングの特長を取り入れ、最適なコストで、最適な業務プロセスを実現できるシステムを継続して探求します。

3. 印刷事業部門の対処すべき課題

当グループの印刷事業部門では、「得意先のダイレクトコミュニケーションへの貢献」と「得意先の間接業務アウトソーシング受託」を掲げ、アナログ印刷技術とデジタル印刷技術を融合した受注体制と生産体制を確立し、データプリントサービス（D P S）、ビジネスプロセスアウトソーシング（B P O）の拡販のため以下へ取り組みます。

- ① 新規顧客の開拓により、データプリントサービス関連商品の販売促進へ注力します。

- ② アナログとデジタルを融合した印刷技術を得意先に提案し、その顧客とのダイレクトコミュニケーションへ貢献します。
- ③ ビジネス・プロセス・アウトソーシングとして顧客の間接業務を受託し、高品質を担保しつつ業務効率化、コスト削減、情報セキュリティリスクの低減など顧客の経営効率化に寄与します。
- ④ 既存得意先との関係をさらに深め、シェアアップを図ります。
- ⑤ 顧客ニーズへの対応、他社との差別化による提案型の営業展開、生産コスト削減のため新技術開発へ継続して取り組みます。
- ⑥ 品質の向上と安定・維持、また品質障害防止のための「品質検査」を強化します。
- ⑦ さらに内製化を進めることで外注比率を下げ、コスト削減を図ります。
- ⑧ 顧客・取引先企業からの信頼獲得およびマイナンバー法の施行に伴い「プライバシーマーク」「I SMS」に基づいた情報セキュリティ体制を一段と強化します。
- ⑨ 「ISO14001」取得の環境配慮型企業として、損紙の削減を図るとともに、使用済みのりの浄化処理や大豆を主原料とするインキへの切り替えをさらに進めます。

4. 全社の対処すべき課題

(1) 法令に完全準拠したシステムの提供

当社の業務は、税法、会社法、民法、金融商品取引法、地方自治法などの法律に深く関わりながら、高度な社会的責務を持つ税理士・公認会計士および地方公務員の業務遂行を最新のICTを媒介として支援することにあります。このため、当社においては引き続き法令の改正に迅速に対応できるように、システム開発体制を整備していきます。

(2) グループガバナンスシステムの確立

金融商品取引法への対応を含め、会社法で求められる内部統制システムを整備するとともに、企業経営理念、各種会議体、諸規程を体系的にまとめ上げ、グループガバナンスシステムの向上に取り組みます。

(3) 働きがいのある組織風土の醸成

「経営の行動指針」に基づき、個人とチームワークを尊重した職場づくりへ努めるとともに、「顧客への貢献」の実現に必要な従業員の能力開発を積極的に行うことにより、「働きがいのある組織風土」の醸成を推

進めます。

(4) 業務継続性の確保

大規模な自然災害など不測の事態が発生した場合でも、全ての当社顧客が業務の継続あるいは早期再開ができるよう、引き続き既存サービスの強化・拡充へ取り組みます。

(5) 情報セキュリティに対する取り組み

当社グループは、会計事務所とその顧問先企業、地方公共団体を対象として常に最新のICTの活用を通して各種情報サービスを提供しており、情報セキュリティの確保は当社の事業活動の重要課題であり社会的責務です。

また、平成27年10月からマイナンバー制度が開始されたことにより、当社顧客から預託される個人情報に特定個人情報である個人番号が加わり、これらの個人情報の漏えいリスクを低減することがますます重要になってきています。

こうした認識の下、当社グループでは顧客が当社のクラウドサービスを安心して利用いただけるよう、従来より「情報セキュリティ・マネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度」、「JIS Q 15001個人情報保護マネジメントシステム—要求事項（プライバシーマーク）」などの第三者認証を取得し、またTISCにおいて日本公認会計士協会の「監査・保証実務委員会実務指針第86号」に基づく「受託業務に係る内部統制の保証報告書（86号監査報告書）」を受領しています。

さらに平成27年10月12日には、クラウドサービスにおける個人情報の保護に特化した国際規格ISO/IEC27018の国内第1号となる認証を取得しました。今回、この認証を取得したことで、当社が会計事務所や地方公共団体からお預かりしている中堅・中小企業の役員、住民等のマイナンバーを含む個人情報を、世界最高水準の情報セキュリティ体制下で安全に運用管理していることの客観的な評価を得たこととなり、顧客からの当社のクラウドサービスに対する一層の信頼向上につながるものと考えています。

当社グループでは、引き続き顧客が“安全・安心・便利”にクラウドサービスを利用できる環境の提供に努めてまいります。

1-3. 資金調達等についての状況

① 資金調達の状況

該当事項はありません。

② 設備投資の状況

当事業年度中に完成した主要設備

システム・エンジニアリング・センター (System Engineering Center :
SEC) ビルの竣工

竣工年月：平成28年4月

場 所：栃木県宇都宮市鶴田町

③ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑤ 吸収合併又は吸収分割による事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑥ 他の会社の株式又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

1-4. 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 47 期 平成25年9月期	第 48 期 平成26年9月期	第 49 期 平成27年9月期	第 50 期 平成28年9月期
売 上 高	53,115百万円	54,502百万円	54,928百万円	57,750百万円
経 常 利 益	6,186百万円	6,401百万円	7,042百万円	7,604百万円
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	3,685百万円	3,604百万円	4,011百万円	4,770百万円
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	138円44銭	135円55銭	151円18銭	179円65銭
総 資 産	72,723百万円	75,266百万円	76,836百万円	81,116百万円
純 資 産	57,421百万円	59,906百万円	62,630百万円	64,556百万円

(注) 「1株当たり当期純利益」は、期中平均発行済株式数により算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 47 期 平成25年 9 月期	第 48 期 平成26年 9 月期	第 49 期 平成27年 9 月期	第 50 期 平成28年 9 月期
売 上 高	49,355百万円	50,616百万円	50,957百万円	53,361百万円
経 常 利 益	6,056百万円	6,367百万円	7,032百万円	7,665百万円
当 期 純 利 益	3,626百万円	3,581百万円	4,073百万円	4,542百万円
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	136円22銭	134円68銭	153円50銭	171円08銭
総 資 産	67,819百万円	69,882百万円	71,234百万円	75,030百万円
純 資 産	54,479百万円	56,934百万円	59,694百万円	61,370百万円

(注) 「1株当たり当期純利益」は、期中平均発行済株式数により算出しております。

1－5. 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
東京ラインプリンタ印刷株式会社	100百万円	55.0%	印刷業、電子計算機用連続帳票等の製造・販売
T K C 保安サービス株式会社	10百万円	100%	警備・営繕及び清掃業務
株式会社スカイコム	100百万円	100%	ソフトウェア・プロダクトの開発・販売

③ 企業結合の成果

1. 当社の連結子会社は、上記の子会社の3社であります。
2. 当期の売上高は57,750百万円（前期比5.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は4,770百万円（前期比18.9%増）であります。

1－6. 主要な借入先及び借入額（平成28年9月30日現在）

該当事項はありません。

1-7. 主要な事業内容（平成28年9月30日現在）

事業内容	主要サービス・商品	売上高比率
情報処理サービス	1. TKC統合情報センターによるコンピューター・サービス ① 大量出力（印刷）を伴うバッチ処理サービス ② データストレージ・サービス ③ ダウンロード・サービス 2. TKCインターネット・サービスセンター（TISC）によるコンピューター・サービス ① インターネット・サービス ② イン트라ネット・サービス ③ クラウド・コンピューティング・サービス ④ データベース・サービス ⑤ データストレージ・サービス ⑥ データバックアップ・サービス ⑦ データセキュリティー・サービス	35.1%
ソフトウェア及びコンサルティングサービス	1. 専門スタッフによるシステム・コンサルティング・サービス 2. 当社の情報サービスの利用に伴うシステム機器に搭載するソフトウェアの開発・提供 3. TKC税務研究所における事例研究と情報提供サービス 4. データセキュリティ体制の構築支援のための保守サービス 5. ユーザーに対する総合的な教育研修サービス	44.5%
事務代行及び仲介サービス	1. 生命保険会社を対象とした関与先企業の保険契約者の保険料の集金事務代行を含む団体事務受託業務 2. 損害保険代理業 3. 会計事務所及びその関与先企業への業務・商品の仲介業務	7.8%
オフィス機器販売	当社の情報サービスの利用に伴うシステム機器の販売	6.1%
サプライ販売	TKCコンピュータ会計システムの利用に伴う事務用品等の販売	6.5%

1-8. 主要な営業所（平成28年9月30日現在）

栃木本社（本店）		栃木県宇都宮市
東京本社		東京都新宿区
システム開発研究所		栃木県宇都宮市
インターネット・サービスセンター		栃木県宇都宮市近郊
統合情報センター（9拠点）	北海道 東北 栃木 東京 中部 関西 中四国 九州 沖縄	北海道札幌市 宮城県仙台市 栃木県宇都宮市 東京都練馬区 愛知県春日井市 大阪府茨木市 岡山県岡山市 福岡県古賀市 沖縄県那覇市
統括センター（4拠点）	東日本 首都圏 近畿中部 西日本	埼玉県さいたま市 東京都新宿区 大阪府大阪市 岡山県岡山市
SCGサービスセンター（56拠点）		
地方公共団体事業部地域営業所（11拠点）		
サブライ事業部支社（2拠点）		

1-9. 使用人の状況（平成28年9月30日現在）

①企業集団の使用人の状況

使用人の数	前連結会計年度末比増減
2,547名	47名増

（注）使用人の数には、顧問・嘱託等が含まれており、パートタイマーは含まれておりません。

②当社の使用人の状況

使用人の数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,234名	33名増	38歳11か月	15年8か月

（注）使用人の数には、顧問・嘱託等が含まれており、パートタイマーは含まれておりません。

1-10. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (平成28年9月30日現在)

2-1. 発行可能株式総数 60,000,000株

2-2. 発行済株式の総数 26,731,033株

2-3. 株主数 9,255名

2-4. 上位10名の株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
公 益 財 団 法 人 飯 塚 毅 育 英 会	36,524百株	13.7%
大 同 生 命 保 険 株 式 会 社	25,690百株	9.6%
T K C 社 員 持 株 会	16,078百株	6.0%
公 益 財 団 法 人 租 税 資 料 館	12,465百株	4.7%
飯 塚 真 玄	11,282百株	4.2%
ス テ ー ト ス ト リ ー ト バ ン ク ア ン ド ト ラ ス ト カ ン パ ニ ー	9,197百株	3.4%
飯 塚 容 晟	6,980百株	2.6%
東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 株 式 会 社	6,664百株	2.5%
あ い お い ニ ッ セ イ 同 和 損 害 保 険 株 式 会 社	5,983百株	2.2%
損 害 保 険 ジ ャ パ ン 日 本 興 亜 株 式 会 社	5,983百株	2.2%

(注) 1. 当社は、自己株式178,042株を保有しております。

2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

3-1. 当社役員が有する新株予約権等のうち、職務執行の対価として交付されたものに関する事項

(平成28年9月30日現在)

		第1回新株予約権	第2回新株予約権
発行決議日		平成24年2月10日	平成24年11月5日
新株予約権の数		270個	362個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式27,000株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式36,200株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり114,500円	新株予約権1個当たり103,200円
新株予約権の行使価額		新株予約権1個当たり100円 (1株当たり1円)	新株予約権1個当たり100円 (1株当たり1円)
権利行使期間		平成24年3月13日から 平成59年3月12日まで	平成24年12月8日から 平成59年12月7日まで
役員保有状況	取締役	新株予約権の数 244個 目的となる株式数 24,400株 保有者数 9人	新株予約権の数 330個 目的となる株式数 33,000株 保有者数 10人
	監査役	新株予約権の数 26個 目的となる株式数 2,600株 保有者数 2人	新株予約権の数 32個 目的となる株式数 3,200株 保有者数 2人
		第3回新株予約権	第4回新株予約権
発行決議日		平成25年11月12日	平成26年11月11日
新株予約権の数		330個	264個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式33,000株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式26,400株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり132,300円	新株予約権1個当たり156,900円
新株予約権の行使価額		新株予約権1個当たり100円 (1株当たり1円)	新株予約権1個当たり100円 (1株当たり1円)
権利行使期間		平成25年12月10日から 平成60年12月9日まで	平成26年12月13日から 平成61年12月12日まで
役員保有状況	取締役	新株予約権の数 299個 目的となる株式数 29,900株 保有者数 10人	新株予約権の数 242個 目的となる株式数 24,200株 保有者数 11人
	監査役	新株予約権の数 31個 目的となる株式数 3,100株 保有者数 2人	新株予約権の数 22個 目的となる株式数 2,200株 保有者数 2人

		第5回新株予約権
発行決議日		平成27年11月10日
新株予約権の数		161個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式16,100株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり267,000円
新株予約権の行使価額		新株予約権1個当たり100円 (1株当たり1円)
権利行使期間		平成27年12月12日から 平成62年12月11日まで
役員保有状況	取締役	新株予約権の数 148個 目的となる株式数 14,800株 保有者数 9人
	監査役	新株予約権の数 13個 目的となる株式数 1,300株 保有者数 2人

- (注) 1. 社外取締役及び社外監査役が保有する新株予約権等はありません。
2. 新株予約権者である当社役員は、取締役及び監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができます。その他新株予約権の行使に関する詳細な条件については、当社と割当対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

3-2. 当事業年度中に使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等に関する事項

		第5回新株予約権
発行決議日		平成27年11月10日
新株予約権の数		21個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式2,100株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり267,000円
新株予約権の行使価額		新株予約権1個当たり100円 (1株当たり1円)
権利行使期間		平成27年12月12日から 平成62年12月11日まで
交付状況	使用人	新株予約権の数 21個 目的となる株式数 2,100株 交付者数 21人

(注) 新株予約権者である当社使用人は、使用人の地位を喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができます。その他新株予約権の行使に関する詳細な条件については、当社と割当対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

3-3. その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

4-1. 取締役及び監査役の状況（平成28年9月30日現在）

地 位	氏 名	担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役 会 長	飯 塚 まさ はる 真 玄		公益財団法人飯塚毅育英会 理事長
代表取締役社長	すみ かず ゆき 角 一 幸	社長執行役員 会計事務所事業部長	T K C 保安サービス株式会 社代表取締役社長 株式会社スカイコム代表取 締役会長
代表取締役副社長	いわ た ひとし 岩 田 仁	副社長執行役員 経営管理本部長	T K C 金融保証株式会社代 表取締役副会長
代表取締役専務	飯 塚 まさ のり 真 規	専務執行役員 会計事務所事業部営業本 部長	
取 締 役	い とう まこと 伊 藤 誠	常務執行役員 税務研究所長	
取 締 役	ゆ ざわ まさ お夫 湯 澤 正	常務執行役員 地方公共団体事業部長	
取 締 役	う お たに ひと し 魚 谷 仁 司	常務執行役員 会計事務所事業部システ ム開発研究所長	
取 締 役	ひ たか さとし 飛 鷹 聡	執行役員 地方公共団体事業部クラ ウド事業推進本部長	
取 締 役	い とう よし ひさ久 伊 藤 義	執行役員 会計事務所事業部営業企 画部長	
取 締 役	さい とう やす ゆき 齋 藤 保 幸		税理士法人トップ代表社員
取 締 役	あし かわ ひろ し士 芦 川 浩		株式会社MACOS代表取 締役
常 勤 監 査 役	さくら おか とし あき 櫻 岡 敏 明		
常 勤 監 査 役	飯 だ まさ たか 真 田 正 孝		
監 査 役	まつ もと けん じ二 松 本 憲		税理士法人青山アカウンテ ィングファーム代表パート ナー税理士
監 査 役	たか しま よし き樹 高 島 良		柴田・山口・高島法律事務 所パートナー弁護士 東京ラインプリンタ印刷株 式会社監査役 T K C 金融保証株式会社監 査役

- (注) 1. 取締役齋藤保幸氏及び取締役芦川浩士氏は、社外取締役であります。
2. 監査役松本憲二氏及び監査役高島良樹氏は、社外監査役であります。
3. 監査役松本憲二氏は、税理士の資格を有しており、また監査役高島良樹氏は、弁護士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役齋藤保幸氏及び取締役芦川浩士氏、監査役松本憲二氏及び監査役高島良樹氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。
- ① 平成27年12月22日開催の第49期定時株主総会において、新たに松本憲二氏が監査役に選任され、同日付で就任いたしました。
 - ② 監査役永田智彦氏は、平成27年12月22日開催の第49期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。

4－2. 責任限定契約に関する事項

当社は、会社法第427条第1項の定めにより、社外取締役及び社外監査役との間で、社外取締役及び社外監査役の同法第423条第1項に定める責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結しております。

4－3. 辞任した会社役員又は解任された会社役員に関する事項

該当事項はありません。

4-4. 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 総 額
取 締 役 (うち社外取締役)	11名 (2名)	334百万円 (30百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	5名 (3名)	61百万円 (28百万円)
合 計 (うち社外役員)	16名 (5名)	395百万円 (58百万円)

- (注) 1. 当事業年度末現在の取締役は11名(うち社外取締役は2名)、監査役は4名(うち社外監査役は2名)であります。上記の監査役の支給人員と相違する理由は、平成27年12月22日開催の第49期定時株主総会の終結の時をもって任期満了により退任した監査役1名(うち社外監査役1名)が含まれていることによります。
2. 取締役の報酬限度額は、平成21年12月22日開催の第43期定時株主総会において、年額480百万円と決議いただいております。なお、取締役の報酬額は、上記の総額の範囲内で、業績に連動させて決定しております。また、別枠で、平成23年12月22日開催の第45期定時株主総会において、ストックオプション報酬限度額として年額150百万円と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成21年12月22日開催の第43期定時株主総会において、年額80百万円と決議いただいております。また、別枠で、平成23年12月22日開催の第45期定時株主総会において、ストックオプション報酬限度額として年額24百万円と決議いただいております。
4. 上記報酬等の総額には、ストックオプションによる報酬額42百万円(社外取締役を除く取締役9名に対し39百万円、社外監査役を除く監査役2名に対し3百万円)も含まれております。

4-5. その他会社役員に関する重要な事項

該当事項はありません。

4-6. 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者又は社外役員等との重要な兼職に関する事項

地 位	氏 名	兼 職 す る 法 人 等	兼 職 の 内 容
取 締 役	齋 藤 保 幸	税理士法人トップ	代表社員
取 締 役	芦 川 浩 士	株式会社 MACOS	代表取締役
監 査 役	松 本 憲 二	税理士法人青山アカウンティングファーム	代表パートナー税理士
監 査 役	高 島 良 樹	柴田・山口・高島法律事務所 東京ラインプリンタ印刷株式会社 TKC金融保証株式会社	パートナー弁護士 監査役 監査役

- (注) 1. 当社と税理士法人トップとの間には開示すべき重要な取引はございません。
2. 当社と株式会社MACOSとの間には開示すべき重要な取引はございません。
3. 当社と税理士法人青山アカウンティングファームとの間には開示すべき重要な取引はございません。
4. 当社と柴田・山口・高島法律事務所、東京ラインプリンタ印刷株式会社及びTKC金融保証株式会社との間には開示すべき重要な取引はございません。

② 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係

該当事項はありません。

③ 各社外役員の主な活動状況

1) 取締役会及び監査役会への出席状況

区 分	取締役会 (14回開催)		監査役会 (7回開催)	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 齋 藤 保 幸	13回	92.9%	—	—
取締役 芦 川 浩 士	13回	92.9%	—	—
監査役 松 本 憲 二	10回	100.0%	6回	100.0%
監査役 高 島 良 樹	13回	92.9%	7回	100.0%

- (注) 監査役松本憲二氏は、第49期定時株主総会において、選任され同日付で就任いたしました。就任日の平成27年12月22日から平成28年9月30日までの間における取締役会の開催回数は10回、監査役会の開催回数は6回です。

2) 取締役会及び監査役会における発言状況

取締役齋藤保幸氏及び芦川浩士氏は、取締役会の透明性を高め、監督機能の強化を図る観点から意見を述べるなど、取締役会の意思決定、決議に関する適法性、適正性、妥当性等を確保するための発言を行っております。

監査役松本憲二氏及び監査役高島良樹氏は、主にコンプライアンス（順法義務）及び取締役会における決議が法令等に違反する虞があるかどうかについて意見を述べるなど、取締役会の意思決定、決議に関する適法性、適正性、妥当性等を確保するための助言・提言を行っております。また、両氏は監査役会において主に法令・定款等の順守状況に関し、監査役松本憲二氏は税理士として、また監査役高島良樹氏は弁護士としてそれぞれ専門的見地からの発言を行っております。

④ 親会社又は子会社等からの役員報酬等の総額

該当事項はありません。

5. 会計監査人に関する事項

5-1. 名称

新日本有限責任監査法人

5-2. 辞任した又は解任された会計監査人に関する事項

該当事項はありません。

5-3. 現在の業務停止処分に関する事項

該当事項はありません。

5-4. 過去2年間の業務停止処分に関する事項のうち、会社が事業報告の内容とすべきと判断した事項

該当事項はありません。

5-5. 責任限定契約に関する事項

該当事項はありません。

5-6. 当事業年度に係る報酬等の額 45百万円

(注1) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておらず、かつ実質的にも区分できないことから、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(注2) 監査役会は、「会計監査人との連携に関する実務指針」(平成26年4月10日 公益社団法人日本監査役協会)を踏まえ、取締役、社内関係部門及び会計監査人からの必要資料の入手、報告を受けたうえで、会計監査人の監査計画の内容、職務執行状況、報酬見積の算出根拠などを確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項に従い同意しております。

5-7. 非監査業務の内容

当社は、当社の監査公認会計士等に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である監査・保証実務委員会実務指針第86号「受託業務に係る内部統制の保証報告書(日本公認会計士協会 平成23年12月22日)」に基づいて、当社のASPサービス業務に係る内部統制に関する保証業務を委託しております。なお、その対価として9百万円を支払っております。

5-8. 子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の額

該当事項はありません。

5-9. 解任又は不再任の決定の方針

当社では、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任する方針です。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障ある場合等その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に係る議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に上程することといたします。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社は、会社法第362条第5項に基づく「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」に関して、取締役会の決議により基本方針を定めております。概要は、次のとおりであります。

【1】当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の構築に関する基本方針

(会社法第362条第4項第6号前段関連)

- ① 取締役は、法令及び定款並びに株主総会の決議（以下、「法令等」という。）を順守すると共に、当社の定款第2条に定める事業目的が「会計事務所の職域防衛と運命打開のため受託する計算センターの経営」及び「地方公共団体の行政効率向上のため受託する計算センターの経営」にあることを常に念頭に置き、その実現のために職務を執行しなければならない。
- ② 取締役は、取締役会が定めた「取締役の職務権限と職務分掌に関する規定」に基づいて職務を執行すると共に、他の取締役と協力して会社業績の向上に努めなければならない。
- ③ 取締役は、自分の意思決定（部下からの提案に対する承認を含む。）が法令等に違反する虞があると判断したときは、遅滞なく法務担当取締役に相談し、その判断に従って違法行為の発生を事前に回避しなければならない。なお、それが重要な案件である場合は、法務担当取締役は遅滞なく代表取締役社長（以下、「社長」という。）及び常勤監査役並びに社外の顧問弁護士に報告し、その指導を受けると共に、その顛末を取締役会に報告しなければならない。
- ④ 取締役は、他の取締役又は従業員の行為又は企画の内容が法令等に違反する虞があると判断した場合は、経営の共同責任者として、遅滞なく本人に対して警告を発しなければならない。なお、それが重要な案件である場合は、取締役は、遅滞なく社長に報告し、その指導を受けなければならない。
- ⑤ 取締役は、取締役会に出席する前に、次回の取締役会において審議、報告及び協議（以下、「審議等」という。）を予定する案件を確認し、会社法が定める取締役会の職務（第362条）及び取締役の権限（第363条）に関する規定、並びに当社の「取締役会規定」が定める審議事項の範囲から見

て、案件に漏れがないことを確認しなければならない。なお、そのほかに審議等を行うべき案件がある場合は、遅滞なく取締役会担当取締役に申し出なければならない。

- ⑥ 取締役は、取締役会に出席し、審議等を行うすべての案件について、自らの良心と責任において自由に意見を述べ、かつ議決権を行使しなければならない。また、担当職務の執行状況の報告に際しては真実を述べると共に、予想される戦略リスク又はオペレーション・リスクについて率直に問題提起し、取締役会において事前にその対応策を検討する機会と時間を与えなければならない。
- ⑦ 取締役会における審議等の過程は、「取締役会の意思決定に関する情報管理規定」に基づき、すべて録音するものとし、録音結果は、説明に使用された資料及び取締役会議事録とともに、会社法第371条に規定する電磁的記録を用いて保存しなければならない。
- ⑧ 取締役は、株主総会に出席し、株主から自らの職務執行に関する質問を受け、かつ議長から回答の指示があった場合は、進んで誠実に回答しなければならない。
- ⑨ 取締役会の議長は、取締役会における審議において、出席監査役に対して、その決議が法令等に違反する虞があるかどうかについて意見を求めなければならない。また、監査役は取締役会の議事を聴取する過程で、法令等に違反する虞があると判断したときは、遅滞なく議長に対して警告を発しなければならない。
- ⑩ 取締役は、会社の最高幹部として、『TKC企業行動憲章2006』の理念の下に、会社の社会的責任を深く自覚すると共に、不断に人格及び識見の向上に努め、法令等及び社内諸規定をよく守り、慢心と公私混同を排除すると共に、事業目的の達成のために洞察力を発揮し、率先垂範することにより、その命に服する従業員から見て最も信頼に足るべき人物たるべく努力する義務を負う。
- ⑪ 当社は、反社会的勢力・団体・個人とは一切の関わりを持たず、不当・不法な要求にも応じないことを基本方針とする。その旨を取締役及び使用人に周知徹底すると共に、係る情報をTKCグループ内で共有し、対応に関する体制を整備する。また、警察等の外部専門機関、法律顧問弁護士との間で緊密な連携を取る。

【2】会社の業務の適正を確保するための体制の構築に関する基本方針

(会社法第362条第4項第6号後段関連)

(1) 当該株式会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制の整備

(会社法施行規則第100条第1項第1号関連)

- ① 取締役の職務の執行に係る情報（以下、「取締役職務情報」という。）のうち、株主総会の議事に係る情報については、「株主総会の議事に関する情報管理規定」に基づいて保存及び管理を行う。
- ② 取締役職務情報のうち、取締役会での審議等に係る情報については、前記（【1】⑦）のとおり「取締役会の意思決定に関する情報管理規定」に基づいて保存及び管理を行う。
- ③ 取締役職務情報のうち、官公署に提出した情報及び官公署から受領した情報、並びに法務に関連して社外に発信した情報及び社外から受領した情報は「法務に関する情報管理規定」に基づいて保存及び管理を行う。
- ④ 前3項以外の取締役職務情報は、次の3つに区分し、「取締役の日常業務に関する情報管理規定」に基づいて保存及び管理を行う。
 1. 取締役が主催する会議（株主総会及び取締役会を除く。）のうち、当社の業績に重要な影響を与えることが予想される案件を審議した会議、又は特定の顧客、取引先、従業員の利害に直接関連する案件を審議した会議の議事録及び関連資料。
 2. 取締役が「稟議規定」に基づき決裁した承認申請書及び関連資料。
 3. その他取締役の職務の執行に関する重要な情報。
- ⑤ 前4項に係る取締役職務情報についてはデータベース化し、各情報の存否及びその内容を直ちに検索できる体制を構築するものとする。なお、必要に応じてデータベースの運用状況の検証及び規定等の見直しを行い、取締役会に報告する。

(2) 当該株式会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

(会社法施行規則第100条第1項第2号関連)

(2-1) 戦略リスクの管理に関する規定

- ① 戦略リスクは、事業機会に関連するリスクであり、経営上の戦略的意思決定に伴う不確実性に起因するものである。当社においては、その現状に鑑み、当分の間、戦略リスクを管理する目的を「事業機会の喪失を回避する」こと、並びに株主総会に提案する「取締役の人事」に関するものに限定するものとする。

- ② すべての取締役は、事業機会の喪失を回避するために、積極的な情報収集活動と飽くなき探求心をもって、顧客のビジネスの成功に貢献する事業機会を他に先駆けて捉え、その事業機会から最大の成果を引き出すために、優れた直観力を発揮し、タイムリーかつ全体最適な基本計画を立案して、その実行を社長に提案しなければならない。
- ③ 社長は、取締役（従業員を含む。）から前項の提案を受けた時は、その内容を以下の観点から評価し、実行すべしと判断した時は、その旨を取締役に報告し、取締役会において担当取締役（従業員を含む。）からその実行計画を発表せしめなければならない。
 - 1. 当社の経営理念への準拠性
 - 2. コンプライアンス
 - 3. 期待される顧客のビジネスへの貢献度
 - 4. 予想される顧客からの評価
 - 5. 技術的な実行可能性
 - 6. 必要となる資金とコスト
 - 7. その他、業務提携先との信義則等
- ④ 株主総会において取締役の人事に関する提案を行う場合は、社長を委員長とし、代表取締役及び社外取締役を委員とする取締役指名委員会を臨時に編制し、本人の前2項に係る事跡及び過去の業績への貢献度並びに人格及び識見等を考慮して、取締役への昇格及び取締役の重任に関する提案を決定するものとする。
- ⑤ 常務取締役以上の役付取締役への昇格及び役付取締役の取締役への降格については、代表取締役社長が他の代表取締役と協議の上で決定し、取締役会の承認を得て確定するものとする。

(2-2) オペレーション・リスクの管理に関する規定

(2-2-1) 全部門で発生する可能性のあるオペレーション・リスクの管理に関する規定

- ① オペレーション・リスクは、事業活動の遂行に関連するリスクであり、適正かつ効率的な業務の遂行の不確実性に起因するものである。また、そのリスクの種類は次の2つに分けて管理するものとする。
 - 1. 全部門で発生する可能性のあるリスク（以下、「部門共通リスク」という。）

2. 特定部門で発生する可能性のあるリスク（以下、「特定部門リスク」という。）

なお、本項においては部門共通リスクの管理について規定する。

- ② 取締役会においてリスク管理担当取締役を選任し、その責任の下に、当社の全従業員を対象として、以下の部門共通リスクの洗い出しを行うものとする。
 1. 緊急度の高いもの。
 2. コンプライアンスに関するもの。
 3. 当社の守秘義務に関するもの。
 4. 資産の保全と会計に関するもの。
 5. 業務の遂行に係る諸規定及びマニュアル等の整備に関するもの。
 6. 職場環境と労務管理に関するもの。
 7. その他必要と認めるもの。
- ③ 担当取締役は、前項の調査に基づき、いずれかの部門共通リスクについて、完全に排除できる対策があると判断したときは、遅滞なく社長に報告し、善後策を協議するものとする。
- ④ 担当取締役は、未解決のリスクについて分類整理し、これらに対応するための基本方針をまとめ、これを「オペレーション・リスクの発生防止に関する規定」（以下、本項において「規定」という。）として取締役会に提出し、その承認を受けるものとする。承認された規定は、社長方針書として全従業員に示達し、その周知徹底を図るものとする。
- ⑤ 担当取締役は、重要なリスクが顕在化したときは、直ちに規定に基づき、損害の拡大を防止しこれを最小限に止めるものとする。
- ⑥ 担当取締役は、前項の措置を完了してから1か月以内に、そのリスクの真因を確かめ、再発防止策を策定し、2か月以内に取締役会に報告し、規定の改訂を実施するものとする。
- ⑦ すべての部門長は、規定に基づき、毎日或いは定期的に、担当部門における規定の順守状況を確認し、担当取締役に報告するものとする。
- ⑧ 担当取締役は、これまでに認識されなかった重要な部門共通リスクを発見した者及び顕在化したリスクに関して有効な再発防止策を提案した者に対しては、特別表彰金の支給を社長に申請するものとする。

(2-2-2) 特定部門で発生する可能性のあるオペレーション・リスクの管理に関する規定

- ① 特定部門リスクは、特定部門に固有なオペレーション・リスクを管理する必要性がある場合及び全部門に共通するリスクではあるが、その管理には

高度かつ専門的な知識を必要とする場合があり、これに関係する部門が複数の場合は以下の委員会（新設するものを含む。）が、単独部門の場合は当該部門が担当するものとする。

1. システム開発研究所業務改善委員会
 2. 自治体システム開発運用部門業務改善委員会
 3. 統合情報センター業務改善委員会
 4. S C Gサービスセンター業務改善委員会
 5. 自治体営業部門業務改善委員会
 6. サプライ事業部業務改善委員会
 7. 東京本社業務改善委員会
 8. 人事給与制度改善委員会
 9. リスク管理委員会
 10. その他取締役会が新設すべきと決定した委員会
- ② 前項の委員会は、社長又は部門担当取締役の補佐機関とし、委員長は業務執行役員とし、委員は定員を定め、取締役会において決定するものとする。また、委員会の答申事項は担当取締役又は委員長が取締役会に出席して報告し、かつ必要な事項については取締役会の審議を求めることができるものとする。
- ③ 委員会及び特定の単独部門における特定部門リスクの管理は、（2-2-1）に定める部門共通リスクの管理に準じて行うものとする。なお、特定部門リスクの洗い出しに関しては、委員会が行い、その結果を取締役会に報告するものとする。

（2-2-3）ハザード・リスクその他の管理に関する規定

- ① 大規模な地震、水害、火災などの災害の発生、長期間にわたる停電、断水、通信回線の途絶等、会社に著しい損害を及ぼす事態が発生した場合は、速やかに社長を本部長とする「緊急対策本部」を設置し、顧客・従業員とその家族・株主・取引先等並びに外部報道機関との情報連絡チーム及び顧問弁護士等を含む外部アドバイザーチームを組織して迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整えるものとする。
- ② 法令等に抵触する虞のある事案が発生した時は、法務担当取締役の責任の下、経営管理本部を統括部署として、その対応を図るものとする。なお、法令順守義務に係る重要事項については、法律顧問である社外の弁護士との間で協議を行うものとする。

(3) 当該株式会社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第1項第3号関連)

- ① 取締役会は、定例取締役会を原則として毎月10日に開催するほか、必要に応じて随時に開催する。また、計算書類の開示及び株主総会に関連して開催される取締役会は、6か月以上前に日時を予定して開催される。
- ② 毎期、年度末の取締役会においては、取締役会規定に基づいて、社長から当社の経営理念に照らして策定された次年度の「経営方針」及び次年度を開始年度とする向こう3か年の「中期経営計画」が提出され、その戦略的合理性について審議する。
- ③ 毎期、新年度の第2月に開催される取締役会においては、取締役会規定に基づいて、社長から新年度の全社並びに部門別の「目標損益計算書」並びに取締役の「職務分掌表」及び「戦略目標」に係る案が提出され、その実行可能性について審議する。
- ④ 毎月の定例取締役会においては、前月末までの全社並びに部門別の「目標損益計算書」と「実績損益計算書」とが報告され、目標と実績との差異を分析し、年度目標の売上高と経常利益とを達成するための次の打ち手について協議する。
- ⑤ 社長は、日常の職務執行に際して、直属の部門担当取締役が企画する個別の案件について詳細に点検し、当年度の経営方針に照らして、その企画が最大の成果を生むように調整し、かつ取締役会で承認された範囲内で社長戦略予備費の支出を承認する。
- ⑥ 部門担当取締役は、日常の職務執行に際して、直属の業務執行役員及び管理職者が、当年度の経営方針と部門の戦略目標を正しく認識し、これを達成するためにPDCAを徹底するように指導し、常に部門全体の業績の進捗を確認しながら、年度目標の売上高と経常利益を達成するよう努力しなければならない。
- ⑦ 部門担当取締役は、担当する部門の経営において、冗費を節約し、業務の品質と生産性を向上させるとともに、職場の整理整頓に努め、すべての従業員が安全かつ快適で、面白さとやりがいを感じられるような職場環境を実現するように、指導力を発揮しなければならない。

(4) 当該株式会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第1項第4号関連)

- ① 従業員による法令等の順守を徹底するため、社長に直属する内部監査部において、監査役及び社外の顧問弁護士の指導に基づき、「コンプライアンス規定」及び「コンプライアンス・マニュアル」の原案を作成すると共に、その内容について取締役会の承認を得てのち、社長方針書としてすべての従業員に配布する。
- ② 内部監査部の企画に基づき、当社のすべての従業員に対して、前項の「コンプライアンス規定」及び「コンプライアンス・マニュアル」に関する教育研修を定期的実施し、その理解の徹底を図る。
- ③ 内部監査部が社内部門を内部監査するときは、必ず、被監査部門に所属する従業員の「コンプライアンス規定」の認知度及び「コンプライアンス・マニュアル」の運用状況を確認すると共に、その「内部監査結果報告書」を監査終了後1週間以内に社長に提出する。
- ④ 部門担当取締役は、「コンプライアンス規定」に従い、担当部門にコンプライアンス責任者を置き、部門の従業員に対して適時適切に「コンプライアンス・マニュアル」に関する教育研修を実施するものとする。
- ⑤ 顧客情報及び社外秘情報等の社外漏洩を防止するため、社内からのパソコンから社外に発信する電子メールの電文及び添付ファイルのすべてについて、一定期間保存する。
- ⑥ 万一、当社の従業員が法令等に違反した場合に備えて、その事実及び関連情報を、内部監査部或いは最初にその情報を認知した従業員等から、社長又は法務担当取締役に緊急通報する体制を構築する。

(5) 次に掲げる体制その他の当該株式会社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(会社法施行規則第100条第1項第5号関連)

- (イ) 当該株式会社の子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者（ハ及びニにおいて「取締役等」という。）の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制

(会社法施行規則第100条第1項第5号イ関連)

- ① 当社は、四半期ごとに、子会社及び関連会社（以下、「子会社等」という。）のリスク情報の有無を監査するために、子会社等との間で、内部監査契約

を締結すると共に、経営管理本部の長を責任者とするグループ監査室を設置する。

- ② グループ監査室は、子会社等に重大な損失の危険が発生したことを確認した場合は、直ちにその原因となったリスクの内容、予想される損失の程度及び当社に対する影響等について、社長及び経営管理本部並びに関係部門の長に報告される体制を構築する。
- ③ 当社と子会社等との間における不適切な取引（会社経費による個人的接待を含む。）又は会計処理を防止するため、グループ監査室は、定期的に子会社等の内部監査担当部門と十分な情報交換を行う。
- ④ 当社の子会社等については、取締役又は次長職以上の従業員を取締役として派遣し、当社の経営方針と要望事項を文書により子会社等の取締役会に伝えると共に、毎月、子会社等の社長から、最新の業績及び今後の業績の見直し並びにリスク管理に関する報告書の提出を求める。

(ロ) 当該株式会社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(会社法施行規則第100条第1項第5号ロ関連)

別に定める「コンプライアンス規定」及び「コンプライアンス・マニュアル」並びにその他社内規定に基づき、企業活動に影響を及ぼす虞のあるリスクに関する意識の浸透、早期発見、未然防止及び緊急事態発生時における迅速・適切な対応を図るものとする。

(ハ) 当該株式会社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第1項第5号ハ関連)

- ① 子会社等の取締役会（以下この項において「取締役会」という。）は、定例取締役会を原則として毎月所定の日に開催するほか、必要に応じて随時に開催する。また、計算書類の承認及び株主総会に関連して開催される取締役会は、6か月以上前に日時を予定して開催する。
- ② 毎期、年度末の取締役会においては、取締役会規定に基づいて、子会社等の社長（以下この項、次項において「社長」という。）から子会社等の経営理念に照らして策定された次年度の「経営方針」及び次年度を開始年度とする向こう3か年の「中期経営計画」が提出され、その戦略的合理性について審議する。
- ③ 毎期、新年度の第2月に開催される取締役会においては、取締役会規定に基づいて、社長から新年度の全社並びに部門別の「目標損益計算書」並びに取締役の「職務分掌表」及び「戦略目標」に係る案が提出され、その実行可能性について審議する。

- ④ 毎月の定例取締役会においては、前月末までの全社並びに部門別の「目標損益計算書」と「実績損益計算書」とが報告され、目標と実績との差異を分析し、年度目標の売上高と経常利益とを達成するための次の打ち手について協議する。
- ⑤ 社長は、日常の職務執行に際して、直属の部門担当取締役が企画する個別の案件について詳細に点検し、当年度の経営方針に照らして、その企画が最大の成果を生むように調整する。
- ⑥ 部門担当取締役は、日常の職務執行に際して、直属の業務執行役員又は管理職者が、当年度の経営方針と部門の戦略目標を正しく認識し、これを達成するためにPDCAを徹底するように指導し、常に部門全体の業績の進捗を確認しながら、年度目標の売上高と経常利益を達成するよう努力しなければならない。
- ⑦ 部門担当取締役は、担当する部門の経営において、冗費を節約し、業務の品質と生産性を向上させると共に、職場の整理整頓に努め、すべての従業員が安全かつ快適で、面白さとやりがいを感じられるような職場環境を実現するように、指導力を発揮しなければならない。

(二) 当該株式会社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第1項第5号二関連)

- ① 子会社等の取締役等及び使用人（以下この項において「取締役等及び使用人」という。）による法令等の順守を徹底するため、社長に直属する内部監査を担当する部門において、監査役及び社外の顧問弁護士の指導に基づき、「コンプライアンス規定」及び「コンプライアンス・マニュアル」を作成する。
- ② 内部監査を担当する部門の企画に基づき、すべての取締役等及び使用人に対して、前項の「コンプライアンス規定」及び「コンプライアンス・マニュアル」に関する教育研修を定期的実施し、その理解の徹底を図る。
- ③ 内部監査を担当する部門が社内部門を内部監査するときは、必ず、被監査部門に所属する従業員の「コンプライアンス規定」の認知度及び「コンプライアンス・マニュアル」の運用状況を確認すると共に、その「内部監査結果報告書」を監査終了後1週間以内に社長に提出する。
- ④ 部門担当取締役は、「コンプライアンス規定」に従い、担当部門にコンプライアンス責任者を置き、部門の従業員に対して適時適切に「コンプライアンス・マニュアル」に関する教育研修を実施するものとする。

- ⑤ 顧客情報及び社外秘情報等の社外漏洩を防止するため、社内からのパソコンから社外に発信する電子メールの電文及び添付ファイルのすべてについて、一定期間保存する。
- ⑥ 万一、取締役等及び使用人が法令等に違反した場合に備えて、その事実及び関連情報を、内部監査を担当する部門或いは最初にその情報を認知した取締役等及び使用人から、社長に緊急通報する体制を構築する。

(6) 当該監査役設置会社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項

(会社法施行規則第100条第3項第1号関連)

- ① 監査役職務を補助すべき部門として監査役室を設置し、専任の従業員を1名以上配置することとする。
- ② 前項の具体的な内容については、監査役会の意見を尊重し、人事担当取締役その他の関係者の意見も十分に考慮して決定する。

(7) 監査役職務を補助すべき使用人の当該監査役設置会社の取締役からの独立性に関する事項

(会社法施行規則第100条第3項第2号関連)

- ① 監査役職務を補助すべき従業員の任命、異動、考課、懲戒については、事前に監査役会の同意を得て行うものとする。
- ② 監査役職務を補助すべき従業員は、当社の業務執行に係る役職を兼務せず、監査役会の指揮命令下で職務を遂行し、その評価については監査役会の意見に従うものとする。
- ③ 監査役職務を補助すべき従業員による必要な調査、情報収集のため、執行側各部門にあってはその協力体制を敷くこと、また必要な会議等への出席を認めることとする。

(8) 当該監査役設置会社の監査役職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(会社法施行規則第100条第3項第3号関連)

監査役職務を補助する従業員は、監査役に対して監査役の指揮命令に基づく職務遂行状況を適宜報告する。

(9-1) 次に掲げる体制その他の当該監査役設置会社の監査役への報告に関する体制

(会社法施行規則第100条第3項第4号関連)

(イ) 当該監査役設置会社の取締役及び会計参与並びに使用人が当該監査役設置会社の監査役に報告をするための体制

(会社法施行規則第100条第3項第4号イ関連)

- ① 当社のすべての取締役及び従業員は、監査役会の定めるところに従い、各監査役からの要請に応じて必要な報告及び情報提供を迅速に行う。
- ② 前項の報告及び情報提供の内容として、主なものは次のとおりとする。
 1. 当社のリスク管理体制に係る部門の活動状況
 2. 当社の子会社等の監査及び内部監査に係る活動状況
 3. 当社の重要な会計方針、会計基準及びその変更
 4. 当社単独及び連結ベースの最新業績及び業績見込の発表内容及び重要開示書類の内容
 5. 社内稟議書及び監査役から要求された会議議事録の回付
- ③ 取締役及び従業員は、法令等に違反する事実、会社に著しい損害を与える虞のある事実を発見した時には、監査役に対して当該事実に関する事項を直ちに報告することとする。
- ④ 監査役は、すべての取締役会及び重要な会議に出席し、議長又は主催者の求めによらず、自由に意見を述べる事が期待される。

(ロ) 当該監査役設置会社の子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当該監査役設置会社の監査役に報告をするための体制

(会社法施行規則第100条第3項第4号ロ関連)

- ① 子会社等のすべての取締役及び監査役並びに従業員は、当社監査役会の定めるところに従い、当社各監査役からの要請に応じて必要な報告及び情報提供を迅速に行う。
- ② 前項の報告及び情報提供の内容として、主なものは次のとおりとする。
 1. 子会社等のリスク管理体制に係る部門の活動状況
 2. 子会社等の監査役監査に係る活動状況
 3. 子会社等の重要な会計方針、会計基準及びその変更
 4. 子会社等の社内稟議書及び監査役から要求された会議議事録の回付
- ③ 子会社等の取締役及び監査役並びに従業員は、法令等に違反する事実、会社に著しい損害を与える虞のある事実を発見した時には、当社監査役に対

して当該事実に関する事項を直ちに報告することとする。

- ④ 当社監査役は、子会社等のすべての取締役会及び重要な会議に出席し、議長又は主催者の求めによらず、自由に意見を述べることが期待される。

(9-2) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第3項第5号関連)

当社及び子会社等は、前号に関する事項の報告者が当社の監査役会に報告をしたことを理由として不利な取扱いをしてはならない。

(9-3) 当該監査役設置会社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

(会社法施行規則第100条第3項第6号関連)

当社は、監査役の職務の執行が十二分に実現達成することができるよう、監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理を、十二分に負担する。

- ① 通常の監査費用については、会社の事業計画及び監査役会の監査計画に応じて、該当事業年度に予算化する。
- ② その他、緊急時の監査費用、有事における監査費用について、監査役会が事前に想定し、その方針を決定することとする。なお、取締役会は、監査役会から通知された当該決定方針に基づく措置を、事業年度予算の執行状況を踏まえて審議検討のうえ、執行する。

(10) その他当該監査役設置会社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第3項第7号関連)

- ① 監査役は、内部監査部の実施する内部監査に係る年次計画について事前に説明を受け、これを修正又は変更すべきと判断したときは、社長に対してその旨を意見具申し、社長はこれを尊重しなければならない。
- ② 監査役は、内部監査の実施状況について適宜報告を受け、必要があると認めるときは、社長に対して追加監査の実施及び業務改善策の策定等を意見具申し、社長はこれを尊重しなければならない。
- ③ 監査役は、会計監査人から事前に会計監査計画の説明を受け、四半期決算会計監査及び本決算会計監査の都度、監査の方法並びに監査結果の報告を受け、意見交換を行うものとする。

- ④ 当社の監査体制とリスク管理体制との調整を図ることにより、監査体制の実効性を高めることを目的として、経営管理本部担当取締役を責任者とし、同取締役及び各監査役が指名する次長職以上の管理職者及び内部監査部部長を委員とする監査体制強化委員会を設置し、今後、当社が構築すべき監査体制に関する報告書を作成し、これを取締役会に提出することを期待する。

7. 業務の適正を確保するための体制等の運用状況の概要

(1) 当社のリスク管理体制

当社では、「リスク管理規定」に従って、当社に関わるリスクの識別・分析を行い、適切な対応を行っています。

(2) 当期における主な会議の開催状況

- ① 取締役会は14回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性および効率性を高めるために、社外取締役、社外監査役が常時在籍しました。
- ② 監査役会は7回開催されました。その他、リスク管理担当取締役を委員長とするリスク管理委員会、および特定部門に固有なオペレーション・リスクを管理するための業務改善委員会を定期的に開催しています。

(3) 内部監査の実施

当期における当社グループの主な取り組みとしては、内部監査基本計画に基づき、当社および子会社の内部監査を実施しました。

(4) 従業員教育の実施状況

当社は従業員による法令等の順守を徹底するため、「コンプライアンス規定」及び「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、毎年、すべての従業員に対して教育研修を定期的実施しています。

8. 株式会社の支配に関する基本方針に関する事項

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

9. 剰余金の配当等の決定に関する方針に関する事項

当社は、定款に、会社法第459条第1項に基づき、剰余金の配当等を取締役会の決議により行う旨の定めを設けておりませんので、該当事項はありません。

~~~~~  
(注) 1. 本事業報告中の記載数字は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 百分率は小数第2位を四捨五入して表示しております。



## 貸借対照表

(平成28年9月30日現在)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額           | 科 目              | 金 額           |
|-----------------|---------------|------------------|---------------|
| <b>(資産の部)</b>   |               | <b>(負債の部)</b>    |               |
| <b>流動資産</b>     | <b>25,207</b> | <b>流動負債</b>      | <b>11,500</b> |
| 現金及び預金          | 16,575        | 買掛金              | 2,468         |
| 売掛金             | 5,383         | リース債務            | 238           |
| リース投資資産         | 238           | 未払金              | 1,916         |
| 商品              | 198           | 未払法人税等           | 2,127         |
| 仕掛品             | 69            | 未払事業所税           | 51            |
| 原材料及び貯蔵品        | 124           | 未払消費税等           | 397           |
| 前払費用            | 341           | 前受金              | 978           |
| 未収入金            | 76            | 預り金              | 331           |
| 繰延税金資産          | 1,909         | 賞与引当金            | 2,660         |
| その他             | 325           | 設備未払金            | 329           |
| 貸倒引当金           | △35           | <b>固定負債</b>      | <b>2,159</b>  |
| <b>固定資産</b>     | <b>49,822</b> | リース債務            | 601           |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>13,439</b> | 退職給付引当金          | 1,115         |
| 建物              | 5,772         | その他              | 442           |
| 構築物             | 154           |                  |               |
| 車両運搬具           | 0             | <b>負債合計</b>      | <b>13,660</b> |
| 工具、器具及び備品       | 1,159         |                  |               |
| 土地              | 6,352         | <b>(純資産の部)</b>   |               |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>3,538</b>  | <b>株主資本</b>      | <b>61,545</b> |
| ソフトウェア          | 2,817         | 資本金              | 5,700         |
| ソフトウェア仮勘定       | 694           | 資本剰余金            | 5,419         |
| 電話加入権           | 26            | 資本準備金            | 5,409         |
| その他             | 0             | その他資本剰余金         | 10            |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>32,845</b> | 利益剰余金            | 50,773        |
| 投資有価証券          | 19,853        | 利益準備金            | 688           |
| 関係会社株式          | 502           | その他利益剰余金         | 50,084        |
| 出資金             | 100           | 別途積立金            | 46,557        |
| 長期貸付金           | 172           | 繰越利益剰余金          | 3,527         |
| 長期前払費用          | 340           | 自己株式             | △347          |
| 繰延税金資産          | 2,998         | <b>評価・換算差額等</b>  | <b>△351</b>   |
| 長期預金            | 7,000         | その他有価証券評価差額金     | △351          |
| 差入保証金           | 1,265         | <b>新株予約権</b>     | <b>176</b>    |
| 長期リース投資資産       | 601           |                  |               |
| その他             | 10            | <b>純資産合計</b>     | <b>61,370</b> |
| <b>資産合計</b>     | <b>75,030</b> | <b>負債及び純資産合計</b> | <b>75,030</b> |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 損 益 計 算 書

(平成27年10月1日から平成28年9月30日まで)

(単位：百万円)

| 科 目               | 金     | 額      |
|-------------------|-------|--------|
| 売 上 高             |       | 53,361 |
| 売 上 原 価           |       | 17,862 |
| 売 上 総 利 益         |       | 35,499 |
| 販売費及び一般管理費        |       | 28,069 |
| 営 業 利 益           |       | 7,429  |
| 営 業 外 収 益         |       |        |
| 受 取 利 息           | 39    |        |
| 受 取 配 当 金         | 113   |        |
| 受 取 地 代 家 賃       | 38    |        |
| そ の 他             | 45    | 236    |
| 営 業 外 費 用         |       |        |
| 為 替 差 損           | 0     | 0      |
| 経 常 利 益           |       | 7,665  |
| 特 別 利 益           |       |        |
| 固 定 資 産 売 却 益     | 11    | 11     |
| 特 別 損 失           |       |        |
| 固 定 資 産 除 却 損     | 33    |        |
| 関 係 会 社 株 式 評 価 損 | 287   | 321    |
| 税 引 前 当 期 純 利 益   |       | 7,355  |
| 法人税、住民税及び事業税      | 3,201 |        |
| 法 人 税 等 調 整 額     | △388  | 2,813  |
| 当 期 純 利 益         |       | 4,542  |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(平成27年10月1日から平成28年9月30日まで)

(単位：百万円)

|                         | 株主資本  |       |              |             |       |              |             |        |             | 自己株式   | 株主資本<br>合計 |
|-------------------------|-------|-------|--------------|-------------|-------|--------------|-------------|--------|-------------|--------|------------|
|                         | 資本金   | 資本剰余金 |              |             | 利益準備金 | 利益剰余金        |             |        | 利益剰余金<br>合計 |        |            |
|                         |       | 資本準備金 | その他<br>資本剰余金 | 資本剰余金<br>合計 |       | その他<br>利益剰余金 |             |        |             |        |            |
|                         |       |       |              |             |       | 別途積立金        | 繰越<br>利益剰余金 |        |             |        |            |
| 当期首残高                   | 5,700 | 5,409 | 10           | 5,419       | 688   | 44,457       | 3,155       | 48,301 | △346        | 59,074 |            |
| 当期変動額                   |       |       |              |             |       |              |             |        |             |        |            |
| 別途積立金の積立                |       |       |              |             |       | 2,100        | △2,100      | -      |             | -      |            |
| 剰余金の配当                  |       |       |              |             |       |              | △2,071      | △2,071 |             | △2,071 |            |
| 当期純利益                   |       |       |              |             |       |              | 4,542       | 4,542  |             | 4,542  |            |
| 自己株式の取得                 |       |       |              |             |       |              |             |        | △1          | △1     |            |
| 自己株式の処分                 |       |       | 0            | 0           |       |              |             |        | 0           | 0      |            |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |       |       |              |             |       |              |             |        |             |        |            |
| 当期変動額合計                 | -     | -     | 0            | 0           | -     | 2,100        | 371         | 2,471  | △1          | 2,470  |            |
| 当期末残高                   | 5,700 | 5,409 | 10           | 5,419       | 688   | 46,557       | 3,527       | 50,773 | △347        | 61,545 |            |

|                         | 評価・換算差額等             |                    | 新株予約権 | 純資産合計  |
|-------------------------|----------------------|--------------------|-------|--------|
|                         | その他<br>有価証券<br>評価差額金 | 評価・<br>換算差額等<br>合計 |       |        |
| 当期首残高                   | 492                  | 492                | 127   | 59,694 |
| 当期変動額                   |                      |                    |       |        |
| 別途積立金の積立                |                      |                    |       | -      |
| 剰余金の配当                  |                      |                    |       | △2,071 |
| 当期純利益                   |                      |                    |       | 4,542  |
| 自己株式の取得                 |                      |                    |       | △1     |
| 自己株式の処分                 |                      |                    |       | 0      |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） | △843                 | △843               | 48    | △794   |
| 当期変動額合計                 | △843                 | △843               | 48    | 1,675  |
| 当期末残高                   | △351                 | △351               | 176   | 61,370 |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 個別注記表

## I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 関係会社株式  
移動平均法による原価法
- (2) その他有価証券
  - ① 時価のあるもの  
期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
  - ② 時価のないもの  
移動平均法による原価法

### 2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

- (1) 商品・原材料  
先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- (2) 仕掛品  
進捗度を加味した売価還元法又は個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- (3) 貯蔵品  
最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

### 3. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産  
定率法  
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用します。
- (2) 無形固定資産
  - ① ソフトウエア
    - 1) 市場販売目的のソフトウエア  
将来の見込販売数量による償却額と残存有効期間（3年以内）による均等配分額とを比較し、いずれか大きい額をもって償却
    - 2) 自社利用のソフトウエア  
社内における利用可能期間を5年とする定額法
  - ② その他  
定額法

#### 4. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

##### (3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

##### ① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

##### ② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、その発生事業年度の費用として処理しております。

#### 5. 収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェア（ソフトウェアの開発契約）に係る収益及び売上原価の計上基準

(1) 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められるプロジェクト………工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

(2) その他のプロジェクト………工事完成基準

#### 6. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

(2) 連結納税制度を適用しております。

## II 会計方針の変更

（企業結合に関する会計基準等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を、当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しが企業結合年度の翌年度に行われた場合には、当該見直しが行われた年度の期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する方法に変更いたします。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当事業年度において、計算書類に与える影響額はありません。

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しています。

なお、この変更が計算書類に与える影響は軽微であります。

### Ⅲ 貸借対照表に関する注記

|                       |           |
|-----------------------|-----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額     | 16,237百万円 |
| 2. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務 |           |
| (1) 関係会社に対する短期金銭債権    | 72百万円     |
| (2) 関係会社に対する長期金銭債権    | 122百万円    |
| (3) 関係会社に対する短期金銭債務    | 523百万円    |

### Ⅳ 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

|            |          |
|------------|----------|
| (1) 売上高    | 66百万円    |
| (2) 仕入高    | 2,667百万円 |
| (3) 営業費用   | 1,173百万円 |
| (4) 営業取引以外 | 10百万円    |

### Ⅴ 株主資本等変動計算書に関する注記

|                  |      |          |
|------------------|------|----------|
| 当事業年度末における自己株式の数 | 普通株式 | 178,042株 |
|------------------|------|----------|

## VI 税効果会計に関する注記

### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| 繰延税金資産          |          |
|-----------------|----------|
| ソフトウェア制作費等      | 1,862百万円 |
| 賞与引当金           | 816百万円   |
| 退職給付引当金         | 340百万円   |
| 退職給付信託          | 1,198百万円 |
| 未払事業税           | 141百万円   |
| 投資有価証券評価損       | 174百万円   |
| 未払役員退職慰労金       | 17百万円    |
| 賞与引当金に対応する法定福利費 | 131百万円   |
| 資産除去債務          | 103百万円   |
| 減損損失            | 112百万円   |
| その他             | 380百万円   |
| 小計              | 5,280百万円 |
| 評価性引当額          | △345百万円  |
| 繰延税金資産合計        | 4,935百万円 |
| 繰延税金負債          |          |
| 資産除去債務に対応する除去費用 | 27百万円    |
| 繰延税金負債合計        | 27百万円    |
| 繰延税金資産の純額       | 4,907百万円 |

### 2. 法人税等の税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

平成28年3月29日に「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が国会で成立し、平成28年10月1日以降開始する事業年度より法人税率等が変更されることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率は、一時差異に係る解消時期に応じて以下のとおりとなります。

平成28年10月1日から平成30年9月30日まで 30.7%

平成30年10月1日以降 30.5%

この税率の変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債を控除した金額）が239百万円及びその他有価証券評価差額金が9百万円それぞれ減少し、法人税等調整額が230百万円増加しています。

## Ⅶ 関連当事者との取引に関する注記

### 1. 子会社及び関連会社

| 属性   | 会社等の名称<br>又は氏名   | 所在地        | 資本金<br>又は<br>出資金<br>(百万円) | 事業の<br>内容又は<br>職業 | 議決権等<br>の所有<br>(被所有)<br>割合(%) | 関係内容              |                                | 取引の内容              | 取引金額<br>(百万円) | 科目  | 期末残高<br>(百万円) |
|------|------------------|------------|---------------------------|-------------------|-------------------------------|-------------------|--------------------------------|--------------------|---------------|-----|---------------|
|      |                  |            |                           |                   |                               | 役員の<br>兼務等<br>(人) | 事業上<br>の関係                     |                    |               |     |               |
| 子会社  | T K C金融<br>保証(株) | 東京都<br>新宿区 | 100                       | 金融業               | (所有)<br>直接73.9                | 兼任<br>2名          | 金融<br>関連<br>事業<br>の協業          | 株式の<br>売却<br>(注1①) | 250           | -   | -             |
| 関連会社 | アイ・モバ<br>イル(株)   | 東京都<br>渋谷区 | 262                       | 情報提供<br>サービス業     | (所有)<br>直接30.0                | 兼任<br>1名          | ホーム<br>ページ<br>開発<br>・保守<br>の委託 | 資金の<br>貸付<br>(注1②) | 250           | 貸付金 | 146           |

(注) 1. 取引条件ないし取引条件の決定方針等

- ①株式の売却については、T K C金融保証株式会社の取締役会（平成27年8月28日）にて決議された買取価格で行っており、他の株主と同一の価格であります。
- ②資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。



## 2. 役員及び個人主要株主等

| 属性                           | 会社等の名称又は氏名               | 所在地        | 資本金又は出資金(百万円) | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関係内容      |        | 取引の内容          | 取引金額(百万円) | 科目  | 期末残高(百万円) |
|------------------------------|--------------------------|------------|---------------|-----------|-------------------|-----------|--------|----------------|-----------|-----|-----------|
|                              |                          |            |               |           |                   | 役員の兼務等(人) | 事業上の関係 |                |           |     |           |
| 役員                           | 芦川浩士                     | -          | -             | 税理士       | (被所有)直接(0.0)      | 兼任1名      | 情報の受託等 | 情報の受託等(注1①)    | 10        | 売掛金 | 1         |
| 役員者の近親者                      | 飯塚るな(当社取締役執行役員飯塚真規の近親者)  | -          | -             | -         | -                 | -         | -      | 建物の賃借(注1②)     | 98        | -   | -         |
|                              |                          | -          | -             | -         | -                 | -         | -      | 建物及び土地の購入(注1③) | 126       | -   | -         |
| 役員その親族の数を数えるに近親者が半数を超えていない会社 | 税理士法人トップ(注2)             | 静岡県静岡市     | 6             | 税理士法人     | -                 | 兼任1名      | 情報の受託等 | 情報の受託等(注1①)    | 12        | 売掛金 | 1         |
|                              | 税理士法人ウイング青山インテックファーム(注3) | 東京都港区      | 8             | 税理士法人     | -                 | 兼任1名      | 情報の受託等 | 情報の受託等(注1①)    | 17        | 売掛金 | 1         |
|                              | 税理士法人大藤会計事務所(注4)         | 宮城県仙台市宮城野区 | 9             | 税理士法人     | -                 | -         | 情報の受託等 | 情報の受託等(注1①)    | 14        | 売掛金 | 1         |

(注) 1. 取引条件ないし取引条件の決定方針等

- ① 情報処理の受託等の取引条件は、他の取引先と同様であります。
  - ② 賃借料は、不動産業者等に近隣の賃貸ビルの賃借料について調査を依頼し、その調査結果に基づき賃借する価格を決定しております。
  - ③ 建物及び土地の購入価額については、不動産鑑定士の鑑定価格を参考に決定しております。
2. 当社取締役齋藤保幸氏の共同設立法人であります。
  3. 当社監査役松本憲二氏の共同設立法人であります。
  4. 当社代表取締役社長執行役員角一幸氏の近親者の共同設立法人であります。
  5. 取引金額には消費税等は含まれておりません。

## Ⅷ 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 2,304円61銭
2. 1株当たり当期純利益 171円08銭

## Ⅸ 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成28年11月7日

株式会社 T K C

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 毛利 篤 雄 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 野 田 裕 一 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社TKCの平成27年10月1日から平成28年9月30日までの第50期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 連結貸借対照表

(平成28年9月30日現在)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額           | 科 目              | 金 額           |
|-----------------|---------------|------------------|---------------|
| <b>(資産の部)</b>   |               | <b>(負債の部)</b>    |               |
| <b>流動資産</b>     | <b>29,554</b> | <b>流動負債</b>      | <b>13,419</b> |
| 現金及び預金          | 19,552        | 買掛金              | 2,602         |
| 受取手形及び売掛金       | 6,335         | 短期借入金            | 40            |
| リース投資資産         | 238           | 1年内返済予定の長期借入金    | 71            |
| 商品及び製品          | 360           | リース債務            | 290           |
| 仕掛品             | 112           | 未払金              | 3,371         |
| 原材料及び貯蔵品        | 158           | 未払法人税等           | 2,203         |
| 繰延税金資産          | 2,079         | 未払消費税等           | 529           |
| その他             | 751           | 賞与引当金            | 2,853         |
| 貸倒引当金           | △36           | その他              | 1,457         |
| <b>固定資産</b>     | <b>51,562</b> | <b>固定負債</b>      | <b>3,140</b>  |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>14,906</b> | 長期借入金            | 295           |
| 建物及び構築物         | 6,554         | リース債務            | 689           |
| 機械装置及び運搬具       | 425           | 退職給付に係る負債        | 1,583         |
| 工具、器具及び備品       | 1,188         | その他              | 572           |
| 土地              | 6,607         |                  |               |
| リース資産           | 129           | <b>負債合計</b>      | <b>16,559</b> |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>3,712</b>  | <b>(純資産の部)</b>   |               |
| ソフトウェア          | 2,976         | <b>株主資本</b>      | <b>63,374</b> |
| ソフトウェア仮勘定       | 706           | 資本金              | 5,700         |
| その他             | 29            | 資本剰余金            | 5,419         |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>32,943</b> | 利益剰余金            | 52,606        |
| 投資有価証券          | 19,955        | 自己株式             | △350          |
| 関係会社株式          | 261           | その他の包括利益累計額      | △339          |
| 長期貸付金           | 175           | その他有価証券評価差額金     | △339          |
| 繰延税金資産          | 3,190         | <b>新株予約権</b>     | <b>176</b>    |
| 長期預金            | 7,000         | <b>非支配株主持分</b>   | <b>1,345</b>  |
| 差入保証金           | 1,303         | <b>純資産合計</b>     | <b>64,556</b> |
| 長期リース投資資産       | 601           | <b>負債及び純資産合計</b> | <b>81,116</b> |
| その他             | 454           |                  |               |
| <b>資産合計</b>     | <b>81,116</b> |                  |               |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(平成27年10月1日から平成28年9月30日まで)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金     | 額      |
|-----------------|-------|--------|
| 売 上 高           |       | 57,750 |
| 売 上 原 価         |       | 20,344 |
| 売 上 総 利 益       |       | 37,406 |
| 販売費及び一般管理費      |       | 29,764 |
| 営 業 利 益         |       | 7,642  |
| 営 業 外 収 益       |       |        |
| 受 取 利 息         | 39    |        |
| 受 取 配 当 金       | 106   |        |
| 受 取 地 代 家 賃     | 37    |        |
| そ の 他           | 46    | 230    |
| 営 業 外 費 用       |       |        |
| 支 払 利 息         | 5     |        |
| 持分法による投資損失      | 262   |        |
| そ の 他           | 0     | 268    |
| 経 常 利 益         |       | 7,604  |
| 特 別 利 益         |       |        |
| 固 定 資 産 売 却 益   | 11    | 11     |
| 特 別 損 失         |       |        |
| 固 定 資 産 売 却 損   | 0     |        |
| 固 定 資 産 除 却 損   | 41    |        |
| 減 損 損 失         | 1     | 42     |
| 税金等調整前当期純利益     |       | 7,573  |
| 法人税、住民税及び事業税    | 3,316 |        |
| 法 人 税 等 調 整 額   | △553  | 2,762  |
| 当 期 純 利 益       |       | 4,810  |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 |       | 40     |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |       | 4,770  |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(平成27年10月1日から平成28年9月30日まで)

(単位：百万円)

|                     | 株主資本  |       |        |      |        |
|---------------------|-------|-------|--------|------|--------|
|                     | 資本金   | 資本剰余金 | 利益剰余金  | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 当期首残高               | 5,700 | 5,419 | 49,906 | △349 | 60,676 |
| 当期変動額               |       |       |        |      |        |
| 剰余金の配当              |       |       | △2,071 |      | △2,071 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益     |       |       | 4,770  |      | 4,770  |
| 自己株式の取得             |       |       |        | △1   | △1     |
| 自己株式の処分             |       | 0     |        | 0    | 0      |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） |       |       |        |      |        |
| 当期変動額合計             | -     | 0     | 2,699  | △1   | 2,697  |
| 当期末残高               | 5,700 | 5,419 | 52,606 | △350 | 63,374 |

|                     | その他の包括利益累計額      |                   | 新株予約権 | 非支配株主持分 | 純資産合計  |
|---------------------|------------------|-------------------|-------|---------|--------|
|                     | その他有価証券<br>評価差額金 | その他の包括利益<br>累計額合計 |       |         |        |
| 当期首残高               | 508              | 508               | 127   | 1,317   | 62,630 |
| 当期変動額               |                  |                   |       |         |        |
| 剰余金の配当              |                  |                   |       |         | △2,071 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益     |                  |                   |       |         | 4,770  |
| 自己株式の取得             |                  |                   |       |         | △1     |
| 自己株式の処分             |                  |                   |       |         | 0      |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | △848             | △848              | 48    | 28      | △771   |
| 当期変動額合計             | △848             | △848              | 48    | 28      | 1,926  |
| 当期末残高               | △339             | △339              | 176   | 1,345   | 64,556 |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### I 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### 1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 3社
- (2) 連結子会社の名称  
東京ラインプリンタ印刷株式会社  
株式会社スカイコム  
T K C 保安サービス株式会社
- (3) 非連結子会社の数 1社
- (4) 非連結子会社の名称  
T K C 金融保証株式会社  
(連結の範囲から除いた理由)

T K C 金融保証株式会社は、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないこと、かつ、全体としても重要性がないため、連結の範囲から除外しております。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用関連会社の数 2社
- (2) 持分法適用関連会社の名称  
株式会社T K C 出版  
アイ・モバイル株式会社  
アイ・モバイル株式会社は、決算日が3月末日であり連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行っております。
- (3) 持分法を適用しない非連結子会社の数 1社
- (4) 持分法を適用しない非連結子会社の名称  
T K C 金融保証株式会社  
(持分法の適用の範囲から除いた理由)

T K C 金融保証株式会社は、当期純利益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

#### 3. 会計方針に関する事項

- (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

- ①有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

- a. 時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

- b. 時価のないもの
    - 移動平均法による原価法
  - ②たな卸資産の評価基準及び評価方法
    - 1) 商品・原材料
      - 先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
    - 2) 製品
      - 進捗度を加味した売価還元法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
    - 3) 仕掛品
      - 進捗度を加味した売価還元法又は個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
    - 4) 貯蔵品
      - 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
  - (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
    - ①有形固定資産（リース資産を除く）
      - 定率法
        - ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
    - ②無形固定資産（リース資産を除く）
      - 1) ソフトウェア
        - a. 市場販売目的のソフトウェア
          - 将来の見込販売数量による償却額と残存有効期間（3年以内）による均等配分額とを比較し、いずれか大きい額をもって償却
        - b. 自社利用のソフトウェア
          - 社内における利用可能期間を5年とする定額法
      - 2) その他
        - 定額法
  - ③リース資産
    - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
      - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
  - ①貸倒引当金
    - 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

## ②賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

## (4) 退職給付に係る会計処理の方法

### ①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

### ②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、その発生連結会計年度の費用として処理しております。

## (5) 重要な収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェア（ソフトウェアの開発契約）に係る収益及び売上原価の計上基準

①当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められるプロジェクト………工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

②その他のプロジェクト………工事完成基準

## (6) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

②連結納税制度を適用しております。

## II 会計方針の変更

（企業結合に関する会計基準等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を、当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しが企業結合年度の翌年度に行われた場合には、当該見直しが行われた年度の期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する方法に変更いたします。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当連結会計年度において、連結計算書類に与える影響額はありません。



(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しています。

なお、この変更が連結計算書類に与える影響は軽微であります。

### Ⅲ 表示方法の変更

(連結損益計算書)

前連結会計年度において独立掲記していた「為替差損」(当連結会計年度0百万円)は、金額的重要性が乏しいため、当連結会計年度は営業外費用の「その他」に含めて表示しています。

### Ⅳ 追加情報

(法人税等の税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正)

平成28年3月29日に「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が国会で成立し、平成28年10月1日以降開始する連結会計年度から法人税率等が変更されることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率は、一時差異に係る解消時期に応じて以下のとおりとなります。

平成28年10月1日から平成30年9月30日まで 30.7%

平成30年10月1日以降 30.5%

この税率の変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債を控除した金額)が249百万円及びその他有価証券評価差額金が8百万円それぞれ減少し、法人税等調整額が240百万円増加しています。

### Ⅴ 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

21,268百万円

## VI 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

|         | 当連結会計年度期首株式数(千株) | 当連結会計年度増加株式数(千株) | 当連結会計年度減少株式数(千株) | 当連結会計年度末株式数(千株) |
|---------|------------------|------------------|------------------|-----------------|
| 発行済株式   |                  |                  |                  |                 |
| 普通株式    | 26,731           | －                | －                | 26,731          |
| 合計      | 26,731           | －                | －                | 26,731          |
| 自己株式    |                  |                  |                  |                 |
| 普通株式(注) | 179              | 0                | 0                | 179             |
| 合計      | 179              | 0                | 0                | 179             |

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。また、普通株式の自己株式の株式数の減少0千株は、単元未満株式の売渡しによる減少であります。

### 2. 剰余金の配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額

| 決議                    | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(百万円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基準日        | 効力発生日       |
|-----------------------|-------|-----------------|-----------------|------------|-------------|
| 平成27年12月22日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 1,009           | 38              | 平成27年9月30日 | 平成27年12月24日 |
| 平成28年5月13日<br>取締役会    | 普通株式  | 1,062           | 40              | 平成28年3月31日 | 平成28年6月13日  |

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

| 決議                    | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(百万円) | 配当金の原資 | 1株当たり<br>配当額<br>(円) | 基準日        | 効力発生日       |
|-----------------------|-------|-----------------|--------|---------------------|------------|-------------|
| 平成28年12月22日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 1,062           | 利益剰余金  | 40                  | 平成28年9月30日 | 平成28年12月26日 |

### 3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式

118,300株

## Ⅶ 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、リスクの少ない安全性の高い金融資産で運用しており、主なものとして預金・社債などの金融資産で運用しております。また、投機的なデリバティブ取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、社内における与信管理に関する規定に則って、支払条件や取引先の信用状況に応じて適正な管理を行い、リスクの軽減を図っております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的の時価や発行体の財務状況等を把握し、継続的に保有状況の見直しを行っております。

長期預金は、期限前解約特約付預金（コーラブル預金）が含まれております。

営業債務である買掛金、未払金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

#### (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく時価のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んだ一定の前提条件を採用しているため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年9月30日現在における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

|               | 連結貸借対照表計上額<br>(百万円) | 時 価<br>(百万円) | 差 額<br>(百万円) |
|---------------|---------------------|--------------|--------------|
| (1) 現金及び預金    | 19,552              | 19,552       | －            |
| (2) 受取手形及び売掛金 | 6,335               |              |              |
| 貸倒引当金         | △36                 |              |              |
|               | 6,299               | 6,299        | －            |
| (3) 投資有価証券    |                     |              |              |
| その他有価証券       | 19,798              | 19,798       | －            |
| (4) 長期預金      | 7,000               | 7,004        | 4            |
| 資産計           | 52,651              | 52,655       | 4            |
| (1) 買掛金       | 2,602               | 2,602        | －            |
| (2) 未払金       | 3,371               | 3,371        | －            |
| 負債計           | 5,973               | 5,973        | －            |

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項  
資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらの大半は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価は、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関等から提示された価格によっております。

(4) 長期預金

これらの時価は、元利金の合計を同様の新規預入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値と取引金融機関から提示された内包されるデリバティブ部分の時価評価により算定しております。

## 負債

### (1) 買掛金、(2) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (注) 2. 非上場株式等(連結貸借対照表計上額156百万円)及び関係会社株式(連結貸借対照表計上額261百万円)は、市場価額がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、資産の「(3) 投資有価証券 その他有価証券」に含めておりません。

## Ⅷ 1株当たり情報に関する注記

- |               |           |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 2,374円07銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 179円65銭   |

## Ⅸ 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成28年11月7日

株式会社 T K C

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 毛利 篤 雄 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 野田 裕 一 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社TKCの平成27年10月1日から平成28年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社TKC及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告

## 監査報告書

当監査役会は、平成27年10月1日から平成28年9月30日までの第50期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の構築及び運用の状況について、取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年11月7日

## 株式会社 T K C 監査役会

|       |   |   |   |   |   |
|-------|---|---|---|---|---|
| 常勤監査役 | 櫻 | 岡 | 敏 | 明 | Ⓔ |
| 常勤監査役 | 飯 | 田 | 正 | 孝 | Ⓔ |
| 社外監査役 | 松 | 本 | 憲 | 二 | Ⓔ |
| 社外監査役 | 高 | 島 | 良 | 樹 | Ⓔ |

以上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

### 1. 期末配当に関する事項

当社の配当政策は、株主の皆さまのご期待に応えるため、取締役会が決定した中期経営計画に基づき、每期適正な利益を持続的に確保しながら、同業者平均を超える配当を実現することを基本方針としております。また、情報通信技術（ICT）が急速に進歩するとともに、社会の諸制度が大きく変化していく中で、当社の顧客である会計事務所並びに地方公共団体への支援を強化し、これらのお客さまのビジネスを成功に導きながら、市場における競争力を堅持していくためには、今後とも先行的な研究開発投資と積極的な設備投資を実施していくことが必要不可欠です。

従いまして、株主の皆さまに対する配当につきましては、研究開発投資等の源泉としての自己資本の充実と長期的かつ安定的な配当原資とのバランスを念頭に置きながら、財政状態、経営成績及び配当性向等を総合的に勘案して決定しています。

なお、当社では、平成28年4月27日に中間及び期末の配当予想を40円（普通配当35円、創業50周年記念配当5円）とすることを発表しました。これは個別の株主資本比率が80%を超えたことに鑑み、株主の皆さまの期待にお応えするためのものです。

第50期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

#### (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

株主の皆さまに敬意と感謝の意を表するため、当期末の1株当たりの配当金につきましては、普通配当35円に創業50周年記念配当5円を加えた40円といたしたいと存じます。

この場合の配当総額は、1,062,119,640円となります。

なお、既に実施済の中間配当金1株当たり配当40円（普通配当35円、創業50周年記念配当5円）と合わせて、年間としては1株当たり80円となり、当期の配当性向は46.8%となります。

#### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年12月26日といたしたいと存じます。

### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

その他の剰余金の処分につきましては、相当額を内部留保すべく、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### (1) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 2,400,000,000円

#### (2) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 2,400,000,000円



## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

(1) 定款第2条(目的)に定める事業目的につきまして、当社の事業内容に即したものとするため、新たな事業を追加すると共に事業目的各号記載の順序の変更を行うものであります。

(2) FinTech事業の拡大に伴い、当社がFinTech技術を活用した融資業務並びに金融機関が取り扱う融資商品の斡旋業務に取り組む可能性があることから、これに対応するため追加するものであります。

### 2. 変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第2条(目的)</p> <p>当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 会計事務所の職域防衛と運命打開のため受託する計算センターの経営</li> <li>2. 地方公共団体の行政効率向上のため受託する計算センターの経営</li> <li>3. 法律情報データベース・サービスの開発、保守及び販売</li> <li>4. コンピュータ・ソフトウェアの開発、保守及び販売</li> <li>5. インターネット・サービス・プロバイダとしての事業</li> <li>6. クラウド・コンピューティング・サービス・プロバイダとしての事業</li> <li>7. オフィス機器及び事務用品の開発、保守及び販売</li> <li>8. 会計事務所及びその関与先企業のための集金事務等の代行業務<br/>(新設)</li> </ol> <p><u>9. 損害保険代理業</u></p> <p><u>10. 銀行代理業</u></p> <p><u>11. 上に付帯する一切の事業</u></p> | <p>第2条(目的)</p> <p>当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 会計事務所の職域防衛と運命打開のため受託する計算センターの経営</li> <li>2. 地方公共団体の行政効率向上のため受託する計算センターの経営</li> <li>3. 法律情報データベース・サービスの開発、保守及び販売</li> <li>4. コンピュータ・ソフトウェアの開発、保守及び販売</li> <li>5. インターネット・サービス・プロバイダとしての事業</li> <li>6. クラウド・コンピューティング・サービス・プロバイダとしての事業</li> <li>7. オフィス機器及び事務用品の開発、保守及び販売</li> <li>8. 会計事務所及びその関与先企業のための集金事務等の代行業務</li> <li><u>9. 会計事務所及びその関与先企業に対する金銭の貸付並びに金銭貸借の斡旋</u></li> </ol> <p><u>10. 損害保険代理業</u></p> <p><u>11. 銀行代理業</u></p> <p><u>12. 上に付帯する一切の事業</u></p> |

### 第3号議案 取締役11名選任の件

現任取締役11名は、本定時株主総会終結の時をもちまして任期満了となります。

つきましては、本定時株主総会終結の時をもちまして退任される飯塚真玄氏、伊藤義久氏、及び齋藤保幸氏の3名を除く現任取締役8名に、経営陣の強化を図るため、新たに取締役候補者 中村浩氏、五十嵐康生氏及び田口操氏の3名を加えた計11名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者の略歴等は次のとおりであります。

| 候補者<br>番号                                                                                                                                                                                                                               | 氏 名<br>(生年月日)                      | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | (1) 所有する当社<br>株式の数<br>(2) 当社との間の<br>特別の利害関係                                         |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 1<br>重任                                                                                                                                                                                                                                 | すみ かず ゆき<br>角 一 幸<br>(昭和23年9月28日生) | 昭和47年3月 当社入社<br>平成2年12月 当社取締役 営業本部副<br>本部長<br>平成9年4月 当社取締役 地方公共団<br>体事業部副部長<br>平成9年5月 当社常務取締役 地方公<br>共団体事業部副部長<br>平成10年12月 当社常務取締役 地方公<br>共団体事業部長<br>平成13年12月 当社専務取締役 地方公<br>共団体事業部長<br>平成18年12月 当社取締役 専務執行役<br>員 地方公共団体事業部<br>長<br>平成20年12月 当社代表取締役 副社長<br>執行役員 地方公共団体<br>事業部長<br>平成23年12月 当社代表取締役 社長執<br>行役員 会計事務所事業<br>部長<br>平成28年10月 当社代表取締役 社長執<br>行役員 (現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>TKC保安サービス株式会社代表取締役<br>社長<br>株式会社スカイコム代表取締役会長 | (1) 所有する当社<br>株式の数<br>(2) 当社との間の<br>特別の利害関係<br><br>(1) 215百株<br>(2) 後記欄外<br>(注)7. ① |
| <p><b>【取締役候補者とした理由】</b><br/>角一幸氏は、代表取締役副社長として3年、代表取締役社長として5年の経営経験を有しております。<br/>これまで、地方公共団体事業部長、会計事務所事業部長を務めており、当社事業に精通し、当社の経営管理を適切に遂行できる豊富な業務経験と幅広い知見を有しており、当社の持続的成長と企業価値の向上を図る観点から、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化を期待できるため、取締役として選任をお願いするものです。</p> |                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                     |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                                                                                                                                                                                                                      | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                       | (1) 所有する当社<br>株式の数<br>(2) 当社との間の<br>特別の利害関係                                        |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 2<br>重任   | いわ た ひとし<br>岩 田 仁<br>(昭和32年3月31日生)                                                                                                                                                                                                    | 昭和55年4月 当社入社<br>平成12年12月 当社取締役 総務本部長<br>平成16年9月 当社取締役 経営管理本<br>部長<br>平成17年12月 当社常務取締役 経営管<br>理本部長<br>平成18年12月 当社取締役 常務執行役<br>員 経営管理本部長<br>平成20年12月 当社代表取締役 副社長<br>執行役員 経営管理本部<br>長 (現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>T K C金融保証株式会社代表取締役副会<br>長 | (1) 所有する当社<br>株式の数<br>(2) 当社との間の<br>特別の利害関係<br><br>(1) 61百株<br>(2) 後記欄外<br>(注)7. ② |
|           | <b>【取締役候補者とした理由】</b><br>岩田仁氏は、常務取締役として3年、代表取締役副社長として8年の経営経験を有して<br>おります。<br>これまで、総務本部長、経営管理本部長を務めており、当社事業に精通し、当社の経<br>営管理を適切に遂行できる豊富な業務経験と幅広い知見を有しており、当社の持続的成<br>長と企業価値の向上を図る観点から、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化を期待<br>できるため、取締役として選任をお願いするものです。 |                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                    |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>( 生 年 月 日 )                                                                                                                                                                                                                                   | 略歴、当社における地位、担当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | (1) 所有する当社<br>株式の数<br>(2) 当社との間の<br>特別の利害関係 |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 3<br>重任   | いい づか まさ のり<br>飯 塚 真 規<br>(昭和50年3月12日生)                                                                                                                                                                                                              | 平成14年4月 当社入社<br>平成22年12月 当社取締役 執行役員<br>会計事務所事業部 企業<br>情報システム営業本部担<br>当兼Gプロジェクト推進<br>本部長<br>平成24年10月 当社取締役 執行役員<br>会計事務所事業部 企業<br>情報システム営業本部長<br>平成24年12月 当社取締役 常務執行役<br>員 会計事務所事業部<br>企業情報システム営業本<br>部長<br>平成26年4月 当社取締役 常務執行役<br>員 会計事務所事業部<br>営業本部長<br>平成26年12月 当社代表取締役 専務執<br>行役員 会計事務所事業<br>部 営業本部長<br>平成28年10月 当社代表取締役 専務執<br>行役員 会計事務所事業<br>部長 営業本部長(現任) | (1) 68百株<br>(2) なし                          |
|           | <p><b>【取締役候補者とした理由】</b></p> <p>飯塚真規氏は、常務取締役として2年、代表取締役専務として2年の経営経験を有しております。</p> <p>これまで、会計事務所事業部営業本部長を務め、現在は会計事務所事業部長を務めており、当社事業に精通し、当社の経営管理を適切に遂行できる豊富な業務経験と幅広い知見を有しており、当社の持続的成長と企業価値の向上を図る観点から、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化を期待できるため、取締役として選任をお願いするものです。</p> |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                             |

| 候補者<br>番号                                                                                                                                                                                                                             | 氏 名<br>( 生 年 月 日 )                    | 略歴、当社における地位、担当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                           | (1) 所有する当社<br>株式の数<br>(2) 当社との間の<br>特別の利害関係 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 4<br>重任                                                                                                                                                                                                                               | い とう まこと<br>伊 藤 誠<br>(昭和31年9月2日生)     | 昭和54年4月 国税庁入庁<br>平成25年6月 国税庁徴収部長<br>平成26年7月 国税庁退職<br>平成26年9月 当社入社 税務研究所副<br>所長<br>平成26年12月 当社取締役 常務執行役<br>員 税務研究所所長 (現<br>任)                    | (1) 6百株<br>(2) なし                           |
| <p><b>【取締役候補者とした理由】</b></p> <p>伊藤誠氏は、常務取締役として2年経営経験を有しております。</p> <p>これまで、国税庁における経験を活かし税務研究所所長を務め、当社事業に精通し、当社の経営管理を適切に遂行できる豊富な業務経験と幅広い知見を有しており、当社の持続的成長と企業価値の向上を図る観点から、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化を期待できるため、取締役として選任をお願いするものです。</p>             |                                       |                                                                                                                                                 |                                             |
| 5<br>重任                                                                                                                                                                                                                               | ゆ ざわ まさ お<br>湯 澤 正 夫<br>(昭和34年1月16日生) | 昭和54年4月 当社入社<br>平成18年12月 当社執行役員 地方公共<br>団体事業部 営業企画本<br>部長<br>平成23年12月 当社取締役 執行役員<br>地方公共団体事業部長<br>平成26年12月 当社取締役 常務執行役<br>員 地方公共団体事業部<br>長 (現任) | (1) 41百株<br>(2) なし                          |
| <p><b>【取締役候補者とした理由】</b></p> <p>湯澤正夫氏は、取締役として3年、常務取締役として2年の経営経験を有しております。</p> <p>これまで、地方公共団体事業部営業企画本部長、事業部長を務め、当社事業に精通し、当社の経営管理を適切に遂行できる豊富な業務経験と幅広い知見を有しており、当社の持続的成長と企業価値の向上を図る観点から、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化を期待できるため、取締役として選任をお願いするものです。</p> |                                       |                                                                                                                                                 |                                             |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                                                                                                                                                                                                            | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                             | (1) 所有する当社<br>株式の数<br>(2) 当社との間の<br>特別の利害関係 |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 6<br>重任   | うお たに ひと し<br>魚 谷 仁 司<br>(昭和42年8月3日生)                                                                                                                                                                                       | 平成3年4月 当社入社<br>平成24年6月 当社執行役員 会計事務<br>所事業部 システム開発<br>研究所企業情報システム<br>開発センター長<br>平成24年10月 当社執行役員 会計事務<br>所事業部 システム開発<br>研究所長<br>平成24年12月 当社取締役 執行役員<br>会計事務所事業部 シス<br>テム開発研究所長<br>平成26年12月 当社取締役 常務執行役<br>員 会計事務所事業部<br>システム開発研究所長(現<br>任) | (1) 20百株<br>(2) なし                          |
|           | <b>【取締役候補者とした理由】</b><br>魚谷仁司氏は、取締役として2年、常務取締役として2年の経営経験を有しております。<br>これまで、会計事務所事業部システム開発研究所長を務め、当社事業に精通し、当社の経営管理を適切に遂行できる豊富な業務経験と幅広い知見を有しており、当社の持続的成長と企業価値の向上を図る観点から、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化を期待できるため、取締役として選任をお願いするものです。         |                                                                                                                                                                                                                                          |                                             |
| 7<br>重任   | ひ たか さとし<br>飛 鷹 聡<br>(昭和46年1月19日生)                                                                                                                                                                                          | 平成15年4月 当社入社<br>平成22年12月 当社執行役員 地方公共<br>団体事業部 営業企画本<br>部ASPサービス推進部<br>長<br>平成23年12月 当社取締役 執行役員<br>地方公共団体事業部 ク<br>ラウド事業推進本部長(現<br>任)                                                                                                      | (1) 17百株<br>(2) なし                          |
|           | <b>【取締役候補者とした理由】</b><br>飛鷹聡氏は、執行役員として1年、取締役として5年の経営経験を有しております。<br>これまで、地方公共団体事業部のクラウド（ASP）サービスの推進部長を務め、当社事業に精通し、当社の経営管理を適切に遂行できる豊富な業務経験と幅広い知見を有しており、当社の持続的成長と企業価値の向上を図る観点から、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化を期待できるため、取締役として選任をお願いするものです。 |                                                                                                                                                                                                                                          |                                             |

| 候補者<br>番号                                                                                                                                                                                   | 氏 名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                                                                                           | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                         | (1) 所有する当社<br>株式の数<br>(2) 当社との間の<br>特別の利害関係 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 8<br>重任                                                                                                                                                                                     | あし かわ ひろ し<br>芦川 浩士<br>(昭和35年10月17日生)                                                                                                                                                                                                                   | 昭和61年7月 税理士登録<br>昭和61年7月 同開業<br>株式会社MACOS & 芦<br>川会計事務所所長(現任)<br>平成26年12月 当社社外取締役(現任)                                                | (1) 10百株<br>(2) 後記欄外<br>(注)7. ③             |
|                                                                                                                                                                                             | <p>【社外取締役候補者とした理由】</p> <p>芦川浩士氏は、社外取締役として2年経営経験を有しております。</p> <p>これまで、税理士としての専門的な知見をもとに、取締役会の透明性を高め、監督機能の強化を図る観点から意見をいただくなど、取締役会の意思決定、決議に関する適法性、適正性、妥当性等を確保するための助言・提言をしており、当社の持続的成長と企業価値の向上を図る観点から、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化を期待できるため、社外取締役として選任をお願いするものです。</p> |                                                                                                                                      |                                             |
| 9<br>新任                                                                                                                                                                                     | なか むら ひろし<br>中村 浩<br>(昭和36年3月2日生)                                                                                                                                                                                                                       | 昭和58年4月 当社入社<br>平成21年1月 当社執行役員 地方公共<br>団体事業部 システム開<br>発本部長(現任)                                                                       | (1) -百株<br>(2) なし                           |
|                                                                                                                                                                                             | <p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>中村浩氏は、執行役員・地方公共団体事業部システム開発本部長としての経験を通じて、当社事業に精通し、当社の経営管理を適切に遂行できる豊富な業務経験と幅広い知見を有しており、当社の持続的成長と企業価値の向上を図る観点から、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化を期待できるため、取締役として選任をお願いするものです。</p>                                                                |                                                                                                                                      |                                             |
| 10<br>新任                                                                                                                                                                                    | い がらし やす お<br>五十嵐 康生<br>(昭和42年1月4日生)                                                                                                                                                                                                                    | 平成元年4月 当社入社<br>平成24年8月 当社執行役員 会計事務<br>所事業部 システム開発<br>研究所 会計情報システ<br>ム開発センター長                                                         | (1) -百株<br>(2) なし                           |
|                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                         | 平成24年10月 当社執行役員 会計事務<br>所事業部 システム開発<br>研究所 財務ホストシス<br>テム開発センター長<br>平成27年1月 当社執行役員 会計事務<br>所事業部 システム開発<br>研究所 会計情報システ<br>ム設計センター長(現任) |                                             |
| <p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>五十嵐康生氏は、執行役員・会計事務所事業部システム開発センター長としての経験を通じて、当社事業に精通し、当社の経営管理を適切に遂行できる豊富な業務経験と幅広い知見を有しており、当社の持続的成長と企業価値の向上を図る観点から、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化を期待できるため、取締役として選任をお願いするものです。</p> |                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                      |                                             |

|                                                                                                                                                                                                                      |                                    |                                                                           |                                             |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 候補者<br>番号                                                                                                                                                                                                            | 氏 名<br>(生年月日)                      | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                              | (1) 所有する当社<br>株式の数<br>(2) 当社との間の<br>特別の利害関係 |
| 11<br>新任                                                                                                                                                                                                             | た ぐち みさお<br>田 口 操<br>(昭和35年6月15日生) | 平成2年10月 税理士登録<br>平成2年11月 同開業<br>平成23年6月 税理士法人 田口パートナ<br>ーズ会計 代表社員(現<br>任) | (1) 10百株<br>(2) 後記欄外<br>(注)7. ④             |
| 【社外取締役候補者とした理由】<br>田口操氏は、税理士として、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、取締役会の透明性を高め、監督機能の強化を図る観点から意見をいただくなど、取締役会の意思決定、決議に関する適法性、適正性、妥当性等を確保するための助言・提言を期待でき、当社の持続的成長と企業価値の向上を図る観点から、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化を期待できるため、社外取締役として選任をお願いするものです。 |                                    |                                                                           |                                             |

- (注) 1. 当社は、取締役補の指名について「取締役指名委員会規定」を定め、役付取締役以上の取締役を構成員とする取締役指名委員会において、取締役及び執行役員評価の結果をもとに次年度の取締役構成を検討し、素案を取締役会に上程、取締役会において取締役候補として定時株主総会の議案としております。
2. 社外取締役につきましては、退任される社外取締役の専門分野や留任される社外取締役、社外監査役の専門分野等から社外取締役の専門分野バランス等を勘案し、適した候補者を検討し、候補としております。
3. 芦川浩士氏は、社外取締役候補者であり、当社の社外取締役としての在任期間は本定時株主総会終結の時をもって2年であります。なお、同氏について、東京証券取引所に定める独立役員として届出を行っております。
4. 田口操氏は、社外取締役候補者であります。なお、同氏について、東京証券取引所に定める独立役員として届出を行う予定です。
5. 芦川浩士氏及び田口操氏は、過去において会社の経営に直接関与したことはありませんが、取締役会の透明性を高め、監督機能の強化を図る観点から意見をいただくなど、取締役会の意思決定、決議に関する適法性、適正性、妥当性等を確保するための発言・助言・提言を期待しており、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
6. 当社は、当社定款に基づいて社外取締役との間で、会社法第427条第1項の定めにより、社外取締役の同法第423条第1項に定める責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結できる旨規定しており、芦川浩士氏の選任が承認された場合には、あらためて契約を締結する予定であります。また、田口操氏の選任が承認された場合には、新たに契約を締結する予定であります。
7. 「当社との間の特別の利害関係」欄の注記は次のとおりです。  
注①：TKC保安サービス株式会社及び株式会社スカイコムを代表して当社と取引を行っています。  
注②：TKC金融保証株式会社を代表して当社と取引を行っています。  
注③：株式会社MACOS & 芦川会計事務所を代表して当社と取引を行っています。  
注④：税理士法人 田口パートナーズ会計を代表して当社と取引を行っています。



#### 第4号議案 監査役2名選任の件

現任監査役4名のうち、飯田正孝氏及び松本憲二氏の2名を除く2名は、本定時株主総会終結の時をもちまして任期満了となります。

つきましては、本定時株主総会終結の時をもちまして退任される櫻岡敏明氏を除く現任監査役1名に、新監査役候補者宮下恒夫氏の1名を加えた計2名の選任をお願いするものであります。

監査役候補者の略歴等は次のとおりであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                                                                             | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                                                                                               | (1) 所有する当社<br>株式の数<br>(2) 当社との間の<br>特別の利害関係                          |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|
| 1<br>重任   | たかしま よしき<br>高島良樹<br>(昭和34年4月18日生)                                                                                                                                                                                                         | 平成2年4月 弁護士登録<br>平成20年12月 当社社外監査役(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>柴田・山口・高島法律事務所パートナー弁<br>護士<br>東京ラインプリンタ印刷株式会社監査役<br>TKC金融保証株式会社監査役 | (1) 所有する当社<br>株式の数<br>(2) 当社との間の<br>特別の利害関係<br><br>(1) 一百株<br>(2) なし |
|           | 【社外監査役候補者とした理由】<br>高島良樹氏は、社外監査役として8年の経営経験を有しております。<br>これまで、弁護士としての専門的な知見をもとに、取締役会の透明性を高め、監督機能の強化を図る観点から意見をいただくなど、取締役会の意思決定、決議に関する適法性、適正性、妥当性等を確保するための助言・提言をしており、当社の持続的成長と企業価値の向上を図る観点から、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化を期待できるため、社外監査役として選任をお願いするものです。 |                                                                                                                         |                                                                      |
| 2<br>新任   | みやした つねお<br>宮下恒夫<br>(昭和24年5月28日生)                                                                                                                                                                                                         | 昭和50年3月 当社入社<br>平成18年12月 当社執行役員 TKC全<br>国会研究会支援部長<br>平成22年10月 会長室部長<br>平成23年6月 会長室囑託(現任)                                | (1) 98百株<br>(2) なし                                                   |
|           | 【監査役候補者とした理由】<br>宮下恒夫氏は、執行役員として4年、会長室部長として5年の経験を通じて、当社事業に精通し、当社の経営管理を適切に遂行できる豊富な業務経験と幅広い知見を有しており、当社の持続的成長と企業価値の向上を図る観点から、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化を期待できるため、監査役として選任をお願いするものです。                                                                  |                                                                                                                         |                                                                      |

(注) 1. 当社は、社内監査役につきましては、社内取締役、執行役員等からその専門分野や経歴等を勘案して監査役の業務執行に足ると認める者を取締役会が監査役候補とし、監査役会の同意を得た上で定時株主総会の議案としております。

2. 社外監査役につきましては、退任される社外監査役の専門分野や留任される社外取締役、社外監査役の専門分野等から社外監査役の専門分野バランス等を勘案し、適した候補者を検討し、候補としております。
3. 高島良樹氏は、社外監査役候補者であり、当社の監査役としての在任期間は本定時株主総会終結の時をもって8年であります。なお、同氏について、東京証券取引所に定める独立役員として届出を行っております。
4. 高島良樹氏は、過去において社外監査役に就任すること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、弁護士として主にコンプライアンス（遵法義務）及び取締役会における決議が法令等に違反する虞があるかどうかについての意見をいただくなど、取締役会の意思決定、決議に関する適法性、適正性、妥当性等を確保するための助言・提言を期待しております。
5. 当社は、当社定款に基づいて社外監査役との間で、会社法第427条第1項の定めにより、社外監査役の同法第423条第1項に定める責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結しており、高島良樹氏の選任が承認された場合には、あらためて契約を締結する予定であります。

以 上

## <インターネットによる議決権行使のお手続きについて>

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

### 1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evotep.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）議決権行使サイトはパソコン向けサイトのみで、携帯電話向けサイトはありません。
- (2) インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) インターネットによる議決権行使は、平成28年12月21日（水曜日）の午後6時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

### 2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト（<http://www.evotep.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

### 3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

### 4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は、株主様のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

・電話 0120-173-027（受付時間 9：00～21：00、通話料無料）

以 上

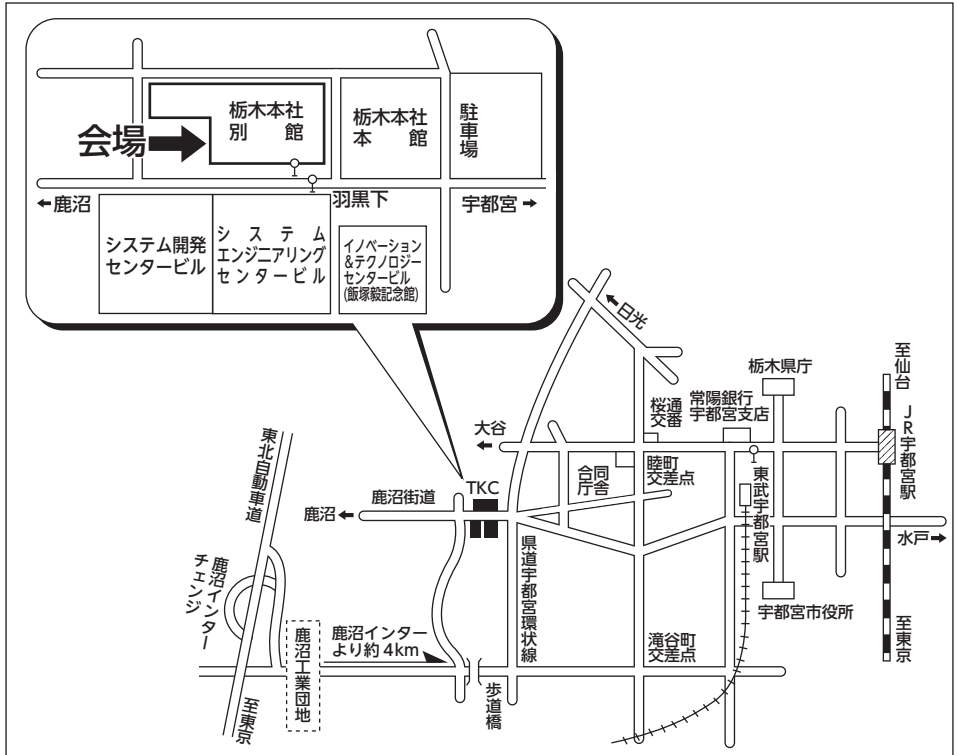
メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 20 lines spaced evenly down the page.

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 20 lines.

# 会場ご案内図



## 交通機関

- JR宇都宮線・JR東北新幹線：JR宇都宮駅下車  
 JR宇都宮駅西口バスターミナル10番乗り場より  
 関東バス「長坂経由新鹿沼」行又は「砥上営業所」行に乗車、  
 「羽黒下」バス停にて下車  
 (所要時間25～40分)
- 東武宇都宮線：東武宇都宮駅下車  
 「東武宇都宮駅前」バス停より  
 関東バス「長坂経由新鹿沼」行又は「砥上営業所」行に乗車、  
 「羽黒下」バス停にて下車  
 (所要時間20～30分)



見やすく読みまちがえにくい  
 ユニバーサルデザインフォント  
 を採用しています。